第3期本庄市地域福祉計画・
第3期本庄市地域福祉活動計画
（案）

みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄

～安心と共生のまちづくり～

本　　庄　　市
本庄市社会福祉協議会

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　地域福祉とは 3

第２節　計画策定の趣旨 5

第３節　計画の位置づけ 6

（１）計画の法的位置づけ 6
（２）市が策定する他計画との関係 7

第４節　計画の期間 8

第５節　計画の策定体制と方法 9

（１）アンケートの実施 9
（２）本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会による検討 9
（３）地域福祉懇談会・次世代地域づくり会議の開催 9
（４）パブリックコメントの実施 9

第６節　SDGs の達成に向けて 10

第２章　本庄市の現状 11

第１節　本庄市の概況 13

（１）人口の推移と推計 13
（２）世帯数の推移 15
（３）子どもの状況 16
（４）若者等の状況 18
（５）高齢者の状況 20
（６）障害者の状況 23
（７）その他支援を必要とする人の状況 24
（８）福祉を支える人の状況 25
（９）福祉に関する歳出の動き 27

第２節　日常生活圏域別に見た福祉の現状 29

（１）東地域（本庄東中学校区）の状況 29
（２）西地域（本庄西中学校区）の状況 31
（３）南地域（本庄南中学校区）の状況 33
（４）児玉地域（児玉中学校区）の状況 35

第３節　第２期計画における成果と課題 37

（１）第２期計画の成果 37
（２）第２期計画から引き継ぐ課題 37

第３章　基本理念 39

第１節　計画の基本理念 41
第２節　基本戦略の設定 42
≪基本戦略１≫市民の生活を支える仕組みづくり 42
≪基本戦略２≫地域におけるつながりの強化 43
≪基本戦略３≫安心して暮らせる地域づくり 44
第３節　施策体系 45
第４節　包括的な支援体制の強化と重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討 46
（１）包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の考え方 46
（２）包括的支援体制整備に向けた本市の取組 47
（３）重層的支援体制整備事業実施に向けて 47
（４）重層的支援体制整備事業を構成する事業 48
第５節　計画のロードマップ 49

第４章　施策の展開 51

第１節　≪基本戦略１≫ 市民の生活を支える仕組みづくり 53
（１）相談支援の仕組みづくり 53
（２）福祉サービスの充実 55
（３）横断的なサービスづくり 57
（４）人にやさしい生活環境の充実 59
第２節　≪基本戦略２≫ 地域におけるつながりの強化 62
（１）地域人材の確保・育成 62
（２）専門職・支援関係者の育成と支援 64
（３）関係機関・団体等との連携強化 66
（４）福祉学習の充実 67
（５）小地域における福祉活動の推進 68
第３節　≪基本戦略３≫ 安心して暮らせる地域づくり 69
（１）地域における安心の創出 69
（２）権利擁護の推進 71
（３）更生保護の推進 73

第５章　第３期本庄市地域福祉活動計画 75

第１節　はじめに 77
（１）地域福祉活動計画と社会福祉協議会 77
（２）第３期本庄市地域福祉活動計画の基本理念と施策体系 77
（３）計画の期間 78
第２節　≪基本戦略１≫ 市民の生活を支える仕組みづくり 79
（１）相談支援の仕組みづくり 79
（２）福祉サービスの充実 81
（３）横断的なサービスづくり 83
（４）人にやさしい生活環境の充実 85

第３節　≪基本戦略２≫ 地域におけるつながりの強化 87
（１）地域人材の確保・育成..... 87
（２）専門職・支援関係者の育成と支援..... 89
（３）関係機関・団体等との連携強化..... 91
（４）福祉学習の充実..... 93
（５）小地域における福祉活動の推進..... 95
第４節　≪基本戦略３≫ 安心して暮らせる地域づくり 97
（１）地域における安心の創出..... 97
（２）権利擁護の推進..... 99
（３）更生保護の推進..... 101

第６章　本庄市成年後見制度利用促進基本計画 103

第１節　計画の概要..... 105
（１）計画策定の背景と趣旨..... 105
（２）成年後見制度とは..... 106
（３）計画の位置づけ（計画の法的根拠）..... 107
（４）計画の期間..... 107
（５）計画の目的..... 107
第２節　国の動向..... 108
第３節　成年後見制度等をめぐる本庄市の現状 110
（１）成年後見制度の利用状況..... 110
（２）福祉サービス利用援助事業（あんサポ）の利用状況 110
（３）制度利用に関する相談支援の状況..... 111
（４）制度の認知及び関心の状況..... 111
第４節　具体的な施策・事業..... 112

第７章　計画の推進..... 115

第１節　計画の推進体制の強化・充実..... 117
（１）市と社会福祉協議会の連携強化..... 117
（２）民生委員・児童委員等との連携強化..... 117
（３）自治会との連携強化..... 117
（４）団体・事業者等との連携強化..... 117
（５）国・埼玉県、専門分野の関係機関との連携強化 118
第２節　福祉財源の確保..... 118
第３節　計画の進行管理..... 119
第４節　計画の周知..... 119

第８章　資料編..... 121

（１）計画の策定経過..... 123

（２）本庄市地域福祉審議会条例 126
（３）本庄市地域福祉審議会規則 129
（４）本庄市地域福祉推進委員会設置要綱 131
（５）本庄市地域福祉審議会委員名簿（本庄市地域福祉推進委員会委員名簿） 133
（６）地域福祉活動計画掲載事業の実施主体一覧 134
（７）用語集 137

本文中の「※」は、第８章（７）用語集に解説がある単語を示しています。

第１章　計画の策定にあたって

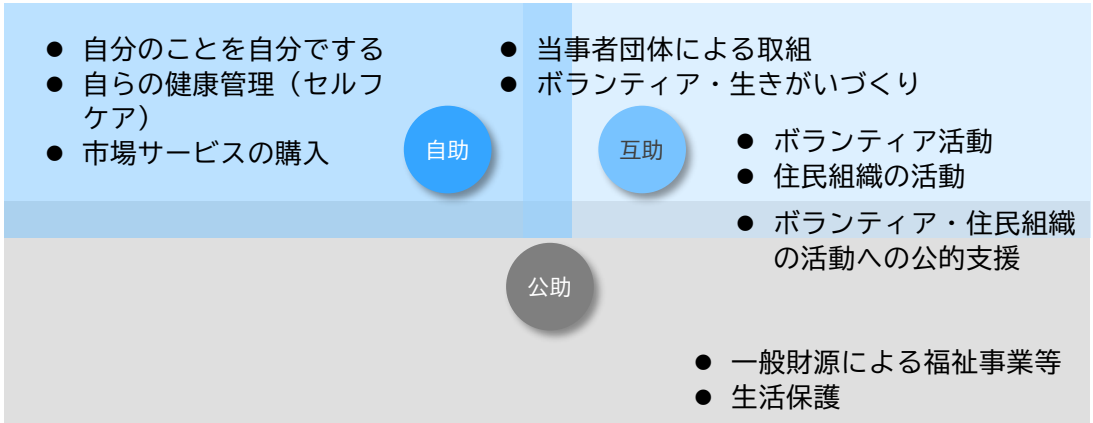
第１節　地域福祉とは

地域福祉は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などと異なり、「誰を対象とするのか」、「どこからどこまでを対象とするのか」といった対象範囲を限定することが難しく、「すべての地域住民を対象とした福祉」と捉えても、それが具体的にどのようなものかイメージがしにくい概念です。また、「ひきこもり」や「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」、「親亡き後」など、時代とともに新たな課題が発生し、地域福祉の意味や求められる内容も変化してきています。

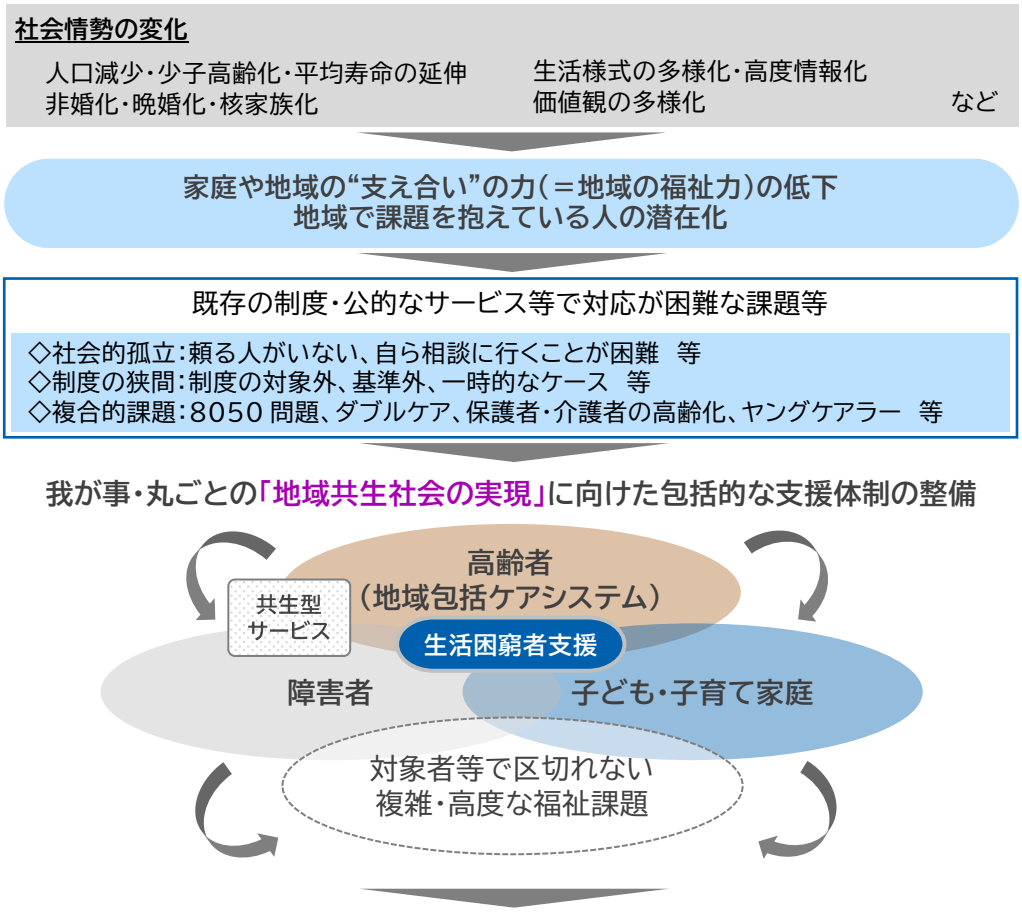
一方、社会福祉法第４条第１項において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」とされています。また、同条第２項において、地域住民や福祉事業者等は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされており、高齢者、障害者、生活困窮者等が、地域を構成するメンバーとして他の住民と同じように社会参加できるようにすること、また、そういった地域社会をつくることが、地域福祉推進の目的であると捉えることができます。

また、様々なサービスも含めて自分や家族等でできることは自分でする「自助」、隣近所での助け合いやボランティアなどの顔の見える支え合いの取組である「互助」、法律や制度などを基本とした行政の住民サービスである「公助」を組み合わせ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる「ふだんのくらしのしあわせ」のための仕組みづくりが必要です。

図表　自助・互助・公助の関係性



資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（平成 28 年３月）内の図表を一部修正して作成。
（注）地域包括ケア研究会は厚生労働省事業の一環として開催されたもの。



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を一部修正して作成。

これらを踏まえ、市、社会福祉協議会、地域住民、民生委員※・児童委員※、福祉事業者等がそれぞれの立場から役割を果たしながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合って暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、取組を進めていきます。

第２節　計画策定の趣旨

我が国においては、急速な少子高齢化の進展や生活様式の変化などを背景として、ひとり暮らしの高齢者の増加や若年層を中心とした社会的孤立など、様々な課題が発生しています。また、令和元年から世界的な流行を見せた新型コロナウイルス感染症は、社会とのつながりの希薄化を更に加速させました。こうした社会情勢の変化に伴い、虐待や孤独死、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもりなどといった様々な社会課題や生活課題への対応が求められています。こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しいケースがあることに加え、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、東日本大震災以降、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性が再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる本庄市の実現を図っていく必要があります。

国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会「地域共生社会」の構築を進めています。

本市では、「ふくしの杜ほんじょうプラン21（第２期本庄市地域福祉計画・第２期本庄市地域福祉活動計画）」（以下「第２期計画」といいます。）を平成31年３月に策定し、「みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄～安心と共生のまちづくり～」を計画の基本理念として、地域共生社会の実現に向け、様々な福祉施策を推進してきました。この度、第２期計画の計画期間が令和５年度で終了したことから、本市を取り巻く現状を踏まえつつ、「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、新たな「第３期本庄市地域福祉計画・第３期本庄市地域福祉活動計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。本計画に基づく福祉施策を推進し、基本理念「みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄～安心と共生のまちづくり～」と地域共生社会の実現を目指します。

第３節　計画の位置づけ

（１）計画の法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定される「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」と、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むために社会福祉協議会が策定する活動計画「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

本計画では、地域における生活課題・福祉課題の解決に向けて、市の社会資源を整理するとともに、市や社会福祉協議会、地域（市民）の相互のつながりを強化するための取組をまとめています。

図表　社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

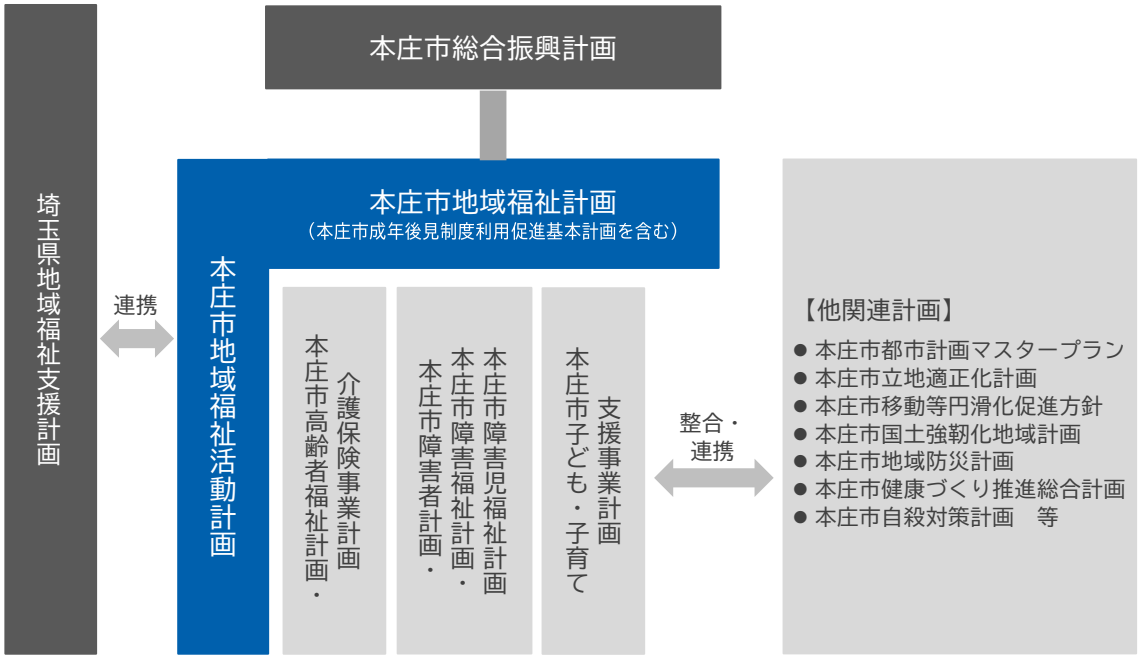
３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）市が策定する他計画との関係

本計画は本庄市総合振興計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉に関する計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）に基づいて定める「本庄市成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定しています。

図表　本計画の位置づけ



なお、本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称や説明として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。

第４節　計画の期間

本計画は、令和６年度から令和10年度までの５年間を計画期間とします。社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表　計画の期間

計画	…	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	…
本庄市総合振興計画	前期基本計画		後期基本計画					次期計画		
本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画	第２期			第３期					第４期	
本庄市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第８期			第９期			第 10 期		…	
本庄市障害者計画	第３次			第４次					…	
本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	第６期・第２期			第７期・第３期			第８期・第４期		…	
本庄市子ども・子育て支援事業計画	第２期				第３期				…	

第５節　計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、市民やボランティア団体、福祉事業者など、市で暮らし活動する様々な主体から意見を集約するために、アンケート調査を実施したほか、有識者や関係機関、関係団体、公募市民参加による「本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」、幅広い市民が参加する「地域福祉懇談会」・「次世代地域づくり会議」を開催し、様々な意見の集約を図りました。

（１）アンケートの実施

市民を対象とするアンケートを実施し、市民の生活課題や地域に対する考え方などを把握する基礎資料としました。

また、自治会や民生委員※・児童委員※、ボランティア団体、福祉事業所等を対象にアンケートを実施し、地域福祉を担う各主体の抱える課題などを把握しました。

（２）本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会による検討

本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会において計画の内容に関して審議し、その意見を計画に反映しています。

（３）地域福祉懇談会・次世代地域づくり会議の開催

「地域福祉懇談会」を小学校区ごとに開催し、市民が抱える生活課題や解決の方法について意見を聴取したほか、「次世代地域づくり会議」を中学校区で開催し、中高生が持つ地域におけるイメージや課題、今後必要な取組などについて、意見を聴取しました。

（４）パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメント※を実施しました。

第６節　SDGs の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成27年９月の国連サミットで193のすべての国連加盟国が合意した令和12年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものです。

このSDGsの考え方と、市の最上位計画である「本庄市総合振興計画後期基本計画」の基本構想における将来像「あなたと活かす　みんなで育む　歴史と教育のまち　本庄　～世のため、後のため～」は、同様の方向性であるといえることから、誰一人取り残さない持続可能な「後のため」のまちづくりに向け、本市においてもSDGs達成に向けた取組を推進しています。

本計画においても、定めるすべての基本目標にSDGsの視点を取り入れ、社会課題の解決に貢献していきます。



第２章　本庄市の現状

第１節　本庄市の概況

（１）人口の推移と推計

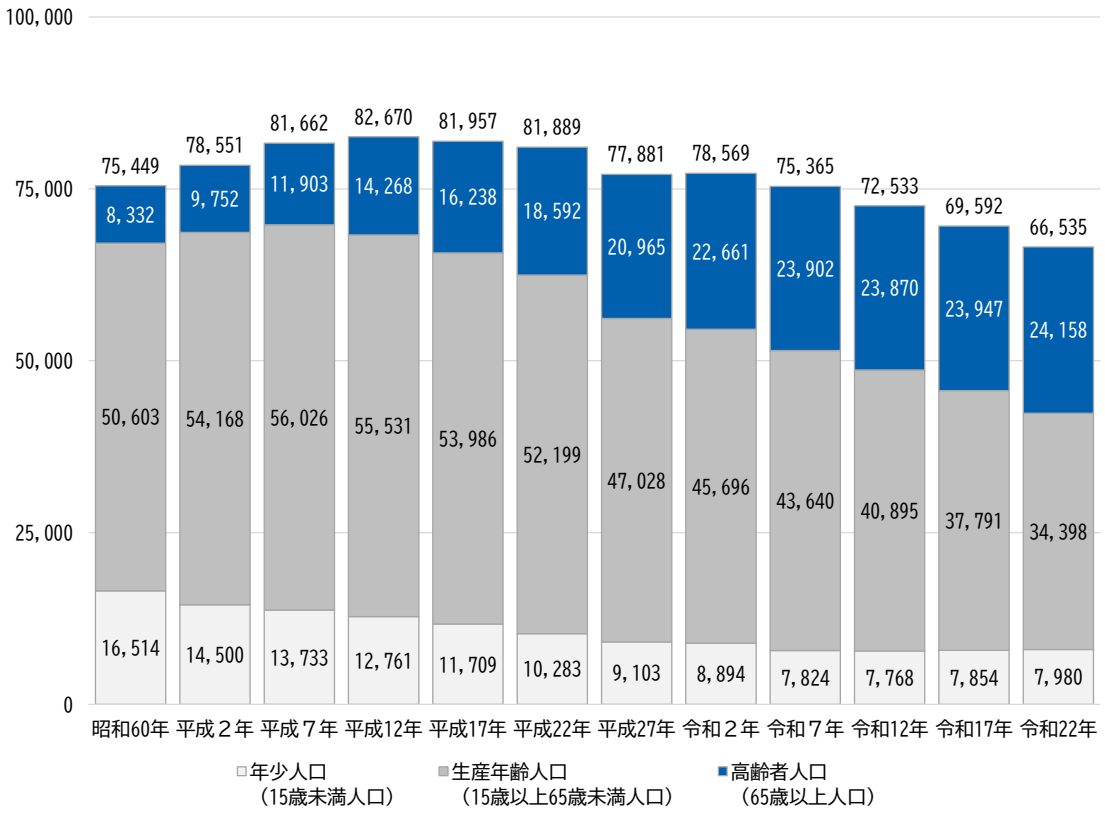
本市の人口は、平成12年の82,670人をピークとして減少に転じており、平成27年に８万人台を割り込みました。

また、本市の将来人口の見通しを示す本庄市人口ビジョンでは、今後も人口減少が継続すると見込んでおり、令和22年の人口は66,535人と推計しています。

年齢３区分別人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向が長期的に継続しているのに対し、高齢者人口は増加が続いており、平成27年には２万人を超え、令和22年には24,158人になると推計しています。

図表　本庄市における人口の推移と推計

単位：人



資料：総務省「国勢調査」（令和２年以前）
本庄市「人口ビジョン」（令和７年以降）

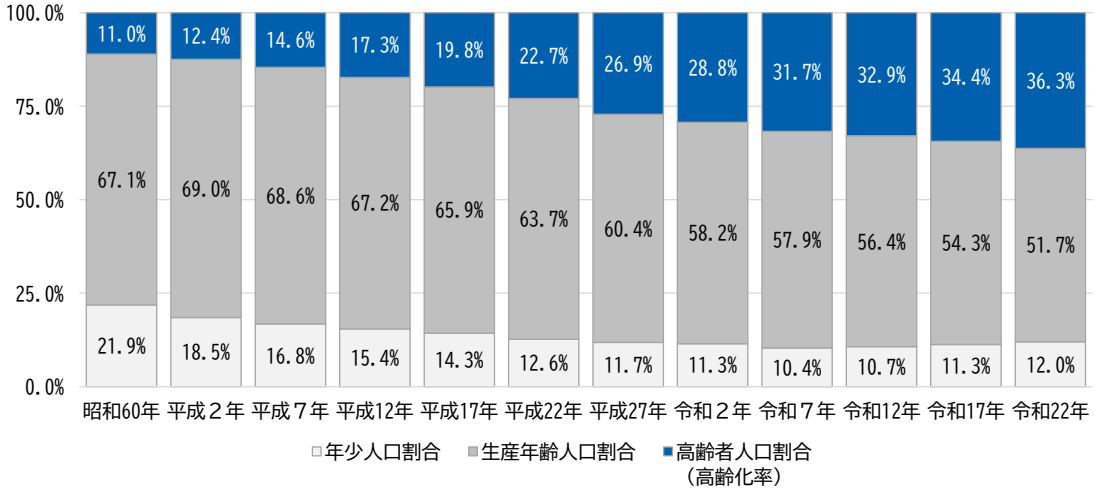
（注）推計上、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の和が総人口に一致しない場合があります。

（注）平成 17 年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算です。

年齢３区分別人口について、それぞれの割合の推移と推計を見ると、少子高齢化が進んでいることがわかります。

令和７年には高齢化率が３割を超え、令和17年には市民の３人に１人以上が高齢者となることが見込まれています。

図表　本庄市における３区分別人口割合の推移と推計



資料：総務省「国勢調査」（令和２年以前）
本庄市「人口ビジョン」（令和７年以降）

（注）推計上、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の和が総人口に一致しない場合があります。

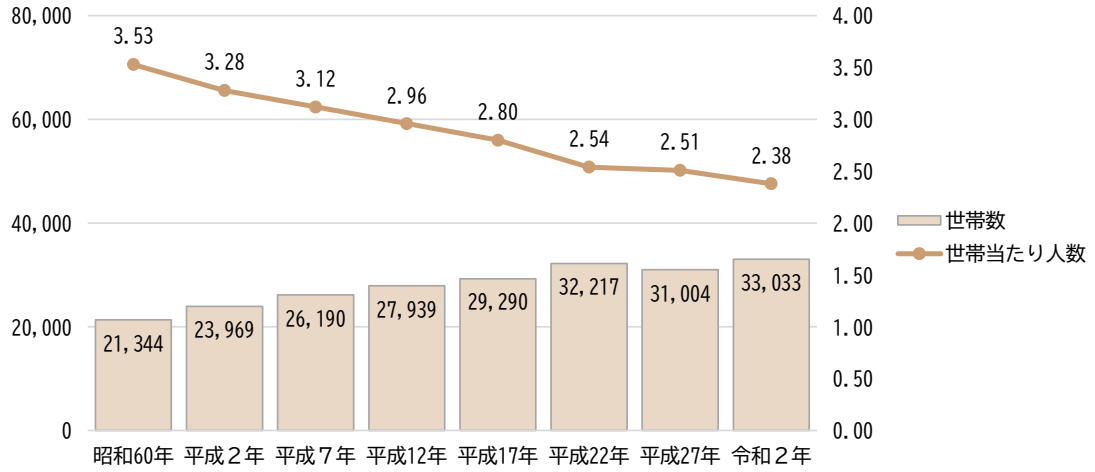
（注）平成 17 年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算です。

（２）世帯数の推移

本市の世帯数の推移を見ると、増加傾向が続いており、平成22年に３万世帯を突破しました。人口減少と世帯数の増加が同時に進んでいるため、世帯当たり人数は減少傾向にあります。昭和60年の世帯当たり人数は3.53人でしたが、令和２年には2.38人となっており、核家族化や独居世帯の増加が続いていることがわかります。

図表　世帯数と世帯当たり人数の推移

単位：世帯、人



資料：総務省「国勢調査」

（注）平成 17 年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算です。

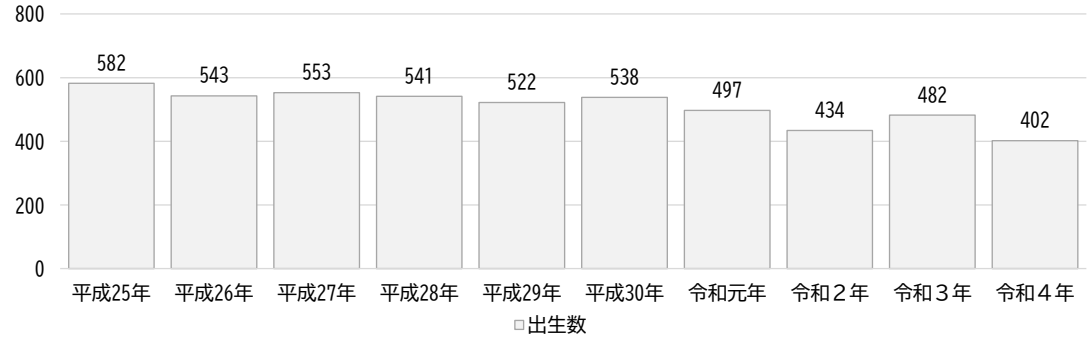
（３）子どもの状況

① 出生数の推移

過去10年間における出生数を見ると、減少傾向が続いており、令和４年には402人となっています。

図表　出生数の推移

単位：人



資料：市民課「世帯人口等一覧」

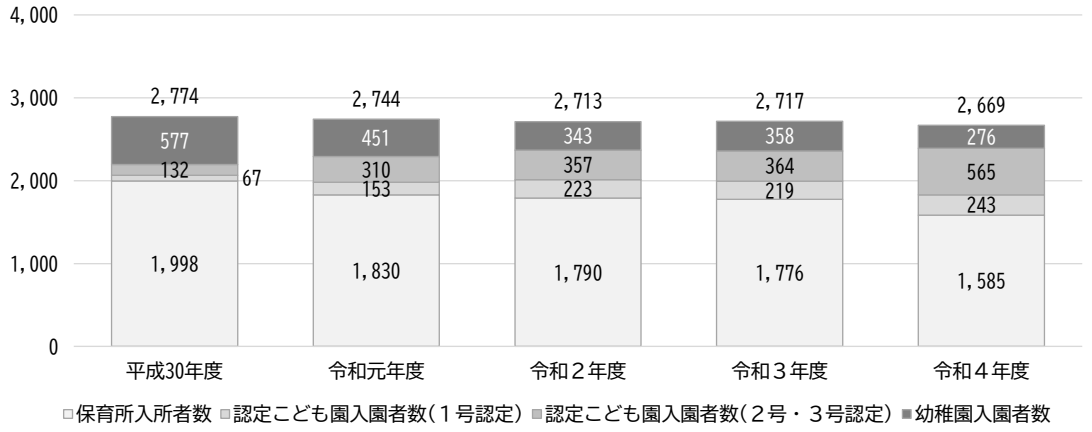
② 保育所・幼稚園・認定こども園利用者数の推移

市内では、平成29年度に認定こども園が整備されて以降、認定こども園の利用者が増加傾向にあります。令和４年度には１号（教育）認定が243人、２号・３号（保育）認定が565人となっています。

一方で、保育所及び幼稚園の利用者は減少傾向が続いており、保育所は令和４年度に1,585人と平成30年度（1,998人）の８割程度、幼稚園は令和４年度に276人と平成30年度（577人）の５割程度まで減少しています。

図表　保育所・幼稚園・認定こども園の利用者数の推移

単位：人



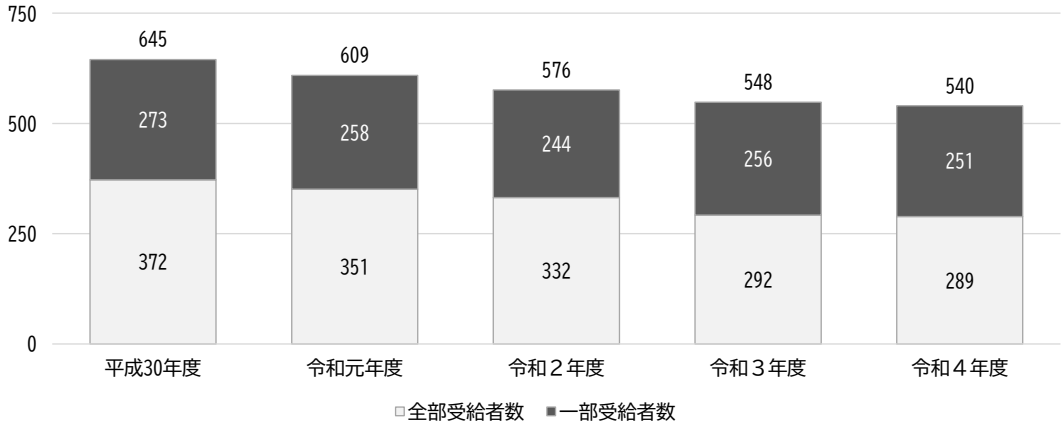
資料：保育課（各年度３月末日時点）

③ 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当※受給者数は、少子化に伴い、減少傾向にあります。

図表　児童扶養手当受給者数の推移

単位：人



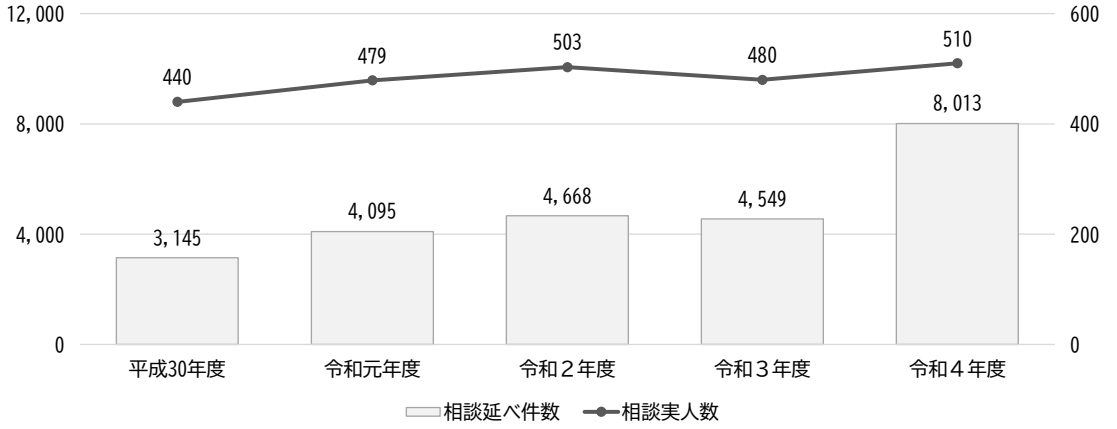
資料：子育て支援課（各年度３月末時点）

④ 家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数、相談実人数はともに増加傾向にあり、令和４年度にはそれぞれ8,013件、510人となっています。

図表　家庭児童相談件数の推移

単位：件、人



資料：子育て支援課（各年度３月末時点）

（４）若者等の状況

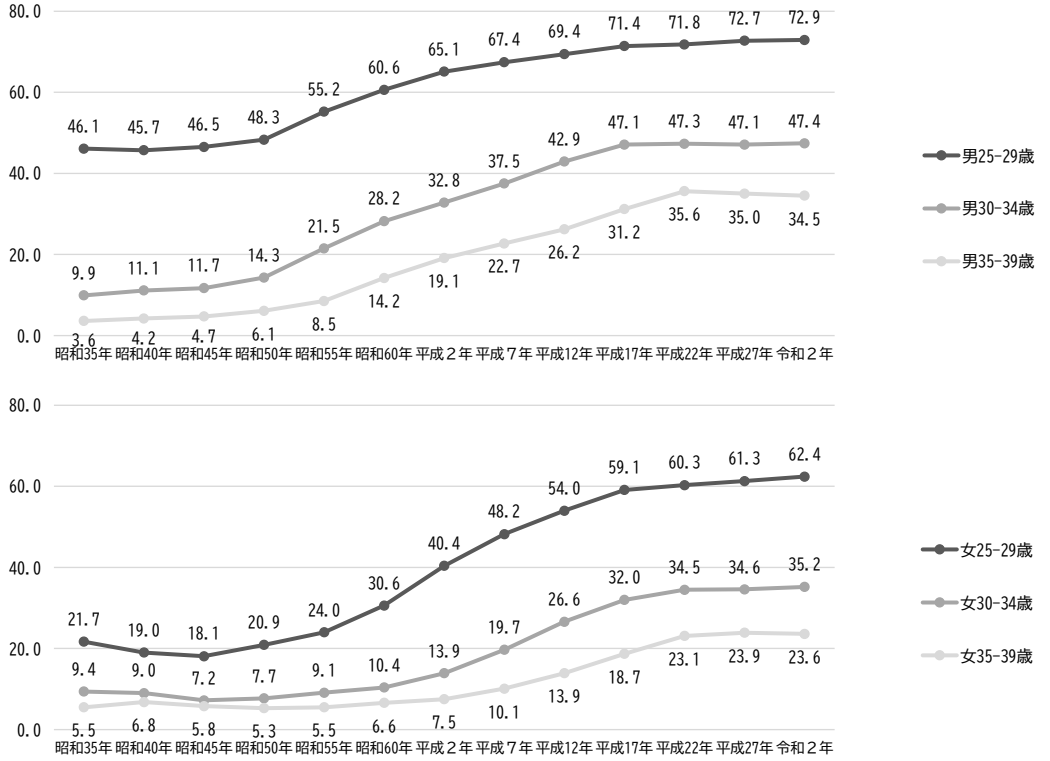
① 未婚率の推移

令和２年の未婚率を年齢（５歳階級）別に見ると、30～34歳の男性の場合約２人に１人（47.4%）、30～34歳の女性の場合約３人に１人（35.2%）が未婚となっています。35～39歳の男女で見ると、男性は約３人に１人（34.5%）、女性は約４人に１人（23.6%）が未婚となっており、長期的に見ると未婚率は上昇傾向にあります。

なお、本市の令和２年における未婚率は、下段の図表のとおりであり、全国の値とほぼ同一となっています。

図表　未婚率の推移

単位：%



資料：内閣府「令和４年版少子化社会対策白書」、総務省「国勢調査」

図表　本庄市における５歳階級別未婚率（令和２年度）

単位：%

	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	50 歳時の未婚割合
男性	69.4	48.1	36.8	32.2	29.7	26.1	27.9
女性	59.8	33.4	23.6	18.4	15.5	13.2	14.4

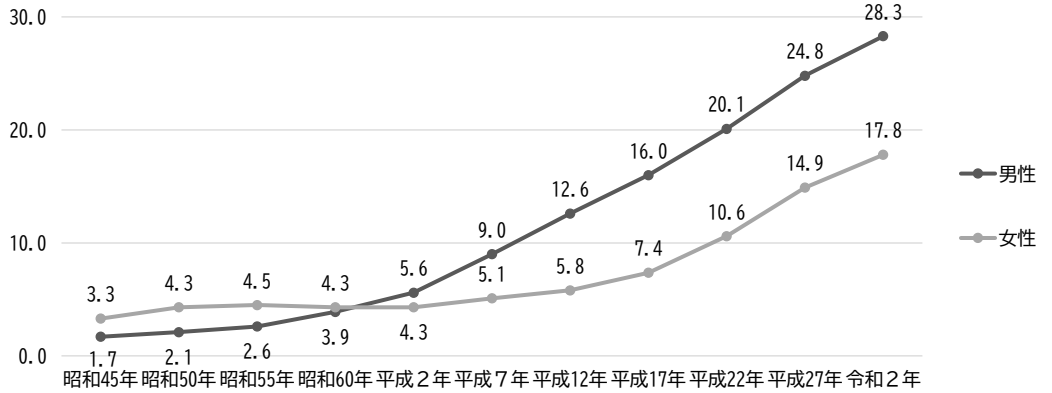
資料：総務省「国勢調査」

② 50 歳時の未婚割合の推移

50歳時の未婚割合[i]を見ると、昭和45年には男性1.7%、女性3.3%となっていましたが、男性は一貫して上昇し、女性も平成２年以降は上昇傾向にあります。令和２年には男性28.3%、女性17.8%となっています。

図表　50 歳時の未婚割合の推移

単位：%



資料：内閣府「令和４年版少子化社会対策白書」

[i] 45～49 歳の未婚率と 50～54 歳の未婚率の平均。

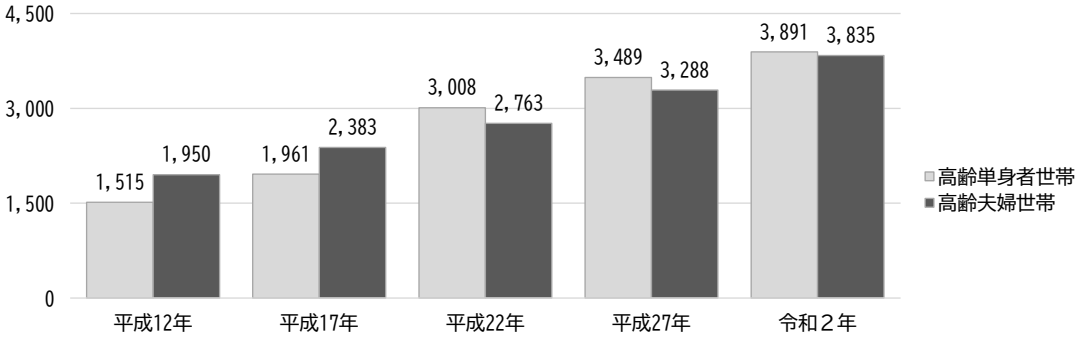
（５）高齢者の状況

① 高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移

高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移を見ると、いずれも増加傾向が続いており、令和２年はそれぞれ3,891世帯、3,835世帯となっています。日常生活において、何らかの支援を必要とする世帯が増加傾向にあることがうかがえます。

図表　高齢者単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」

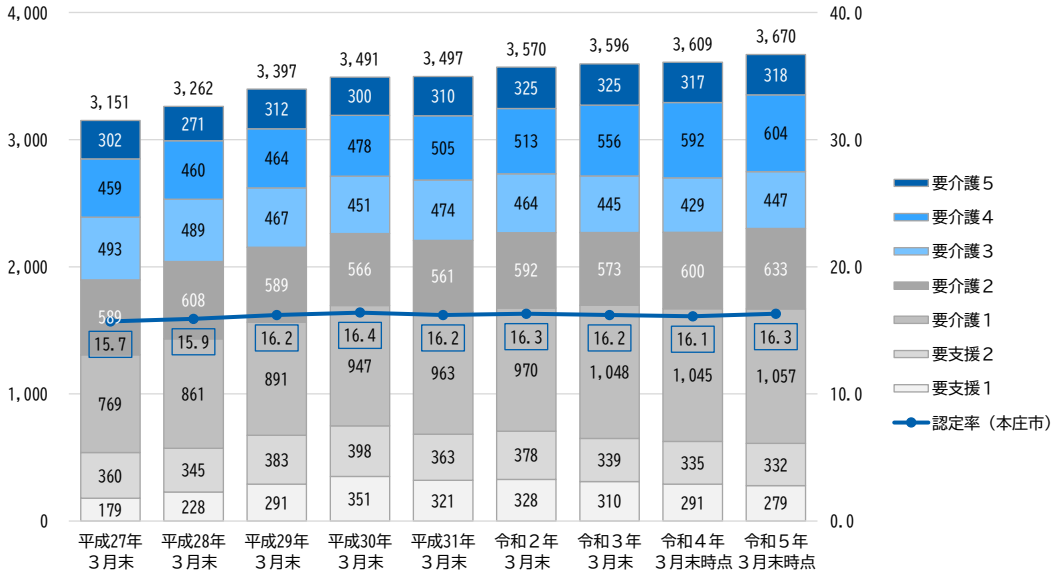
（注）平成 17 年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算です。

② 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数及び認定率※の推移は以下のとおりです。高齢化に伴い、認定者数は増加傾向が続いています。

図表　要介護・要支援者認定数の推移

単位：人、％

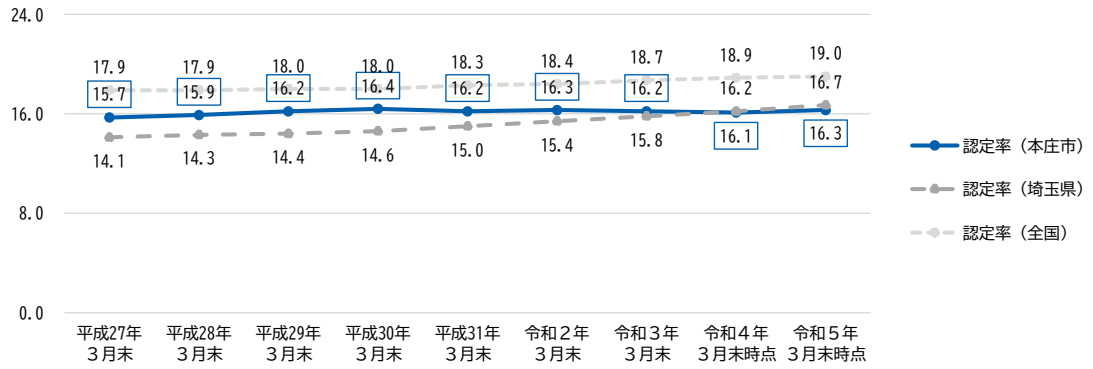


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成 26 年度～令和２年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（３月月報）」（令和３～４年度）

本市の認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。また、埼玉県及び全国の認定率と比較すると、令和５年３月末時点以降では低水準で推移していることがわかります。

図表　認定率の推移と比較

単位：％



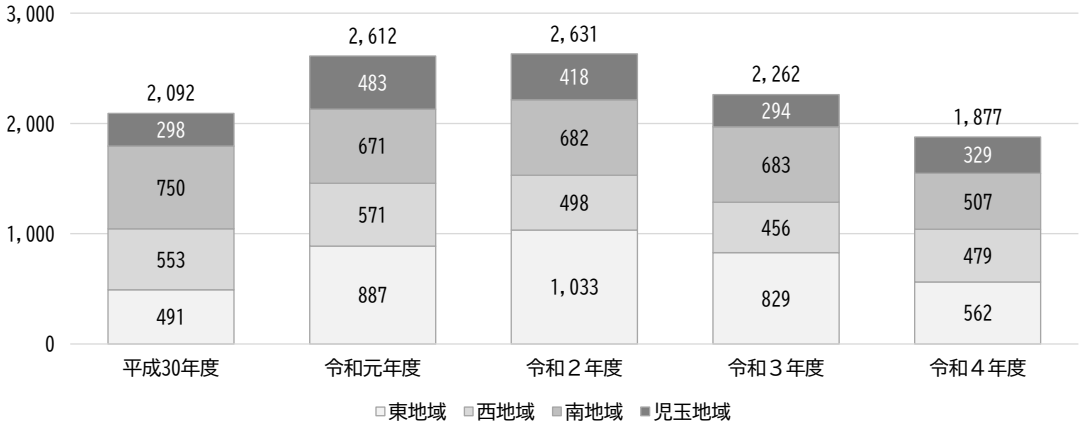
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成 26 年度～令和２年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（３月月報）」（令和３～４年度）

③ 地域包括支援センターにおける相談件数の推移

地域包括支援センター※における相談件数は、令和元年度、令和２年度をピークに減少傾向にあります。

図表　地域包括支援センターへの相談件数の推移

単位：件



資料：高齢者福祉課（各年度３月末時点）

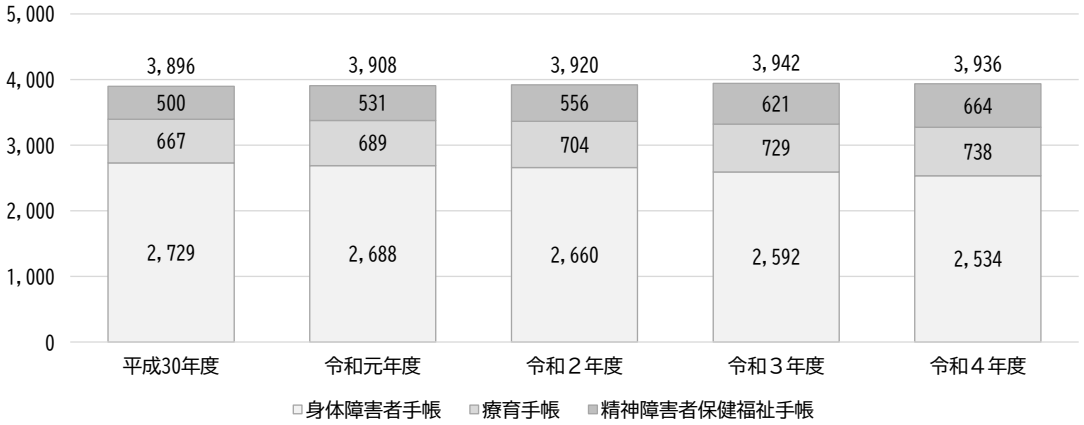
（６）障害者の状況

① 手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成30年度以降、4,000人前後で横ばいとなっています。手帳の種類で見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるのに対し、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いています。

図表　手帳所持者数の推移

単位：人



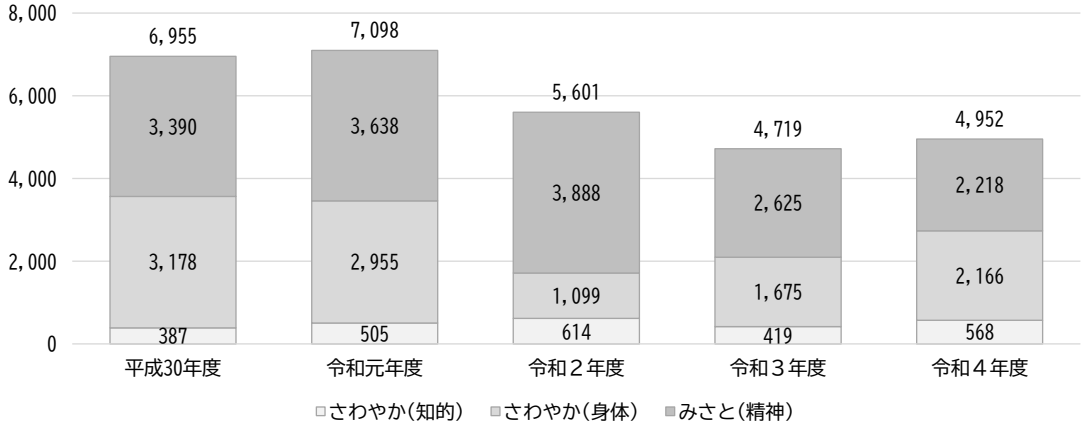
資料：障害福祉課（各年度３月末時点）

② 障害者生活支援センターの相談件数の推移

障害者生活支援センターにおける相談件数の推移は以下のとおりです。令和２年度以降、さわやか（身体）での相談件数が増加しています。

図表　障害者生活支援センターの相談件数の推移

単位：件



資料：障害福祉課（各年度３月末時点）

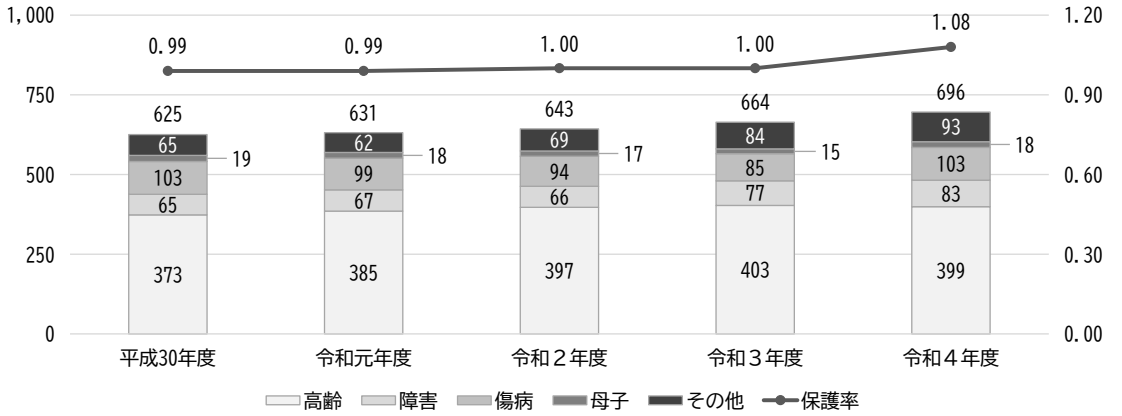
（７）その他支援を必要とする人の状況

① 生活保護受給世帯数及び保護率の推移

生活保護受給世帯数はわずかに増加傾向にあります。保護率も令和２年度以降は1.00以上で推移しています。

図表　生活保護世帯数及び保護率の推移

単位：世帯、％



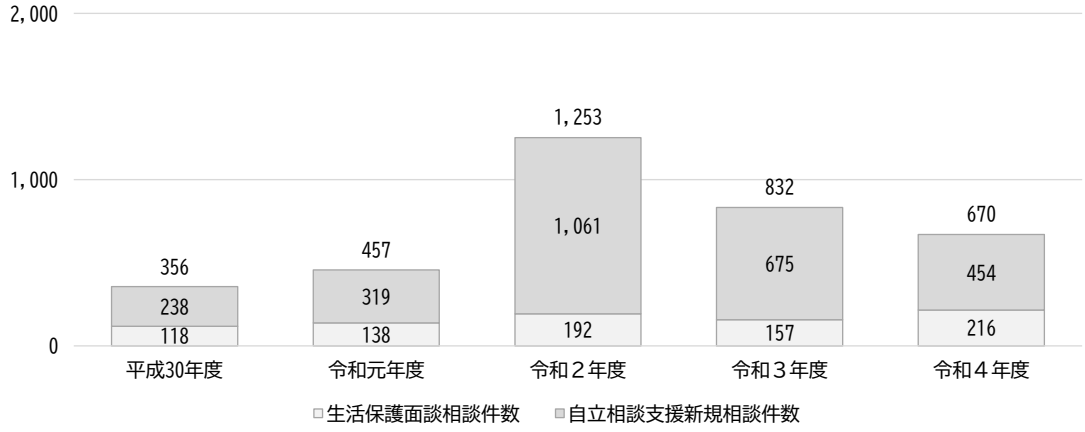
資料：生活支援課（各年度３月末時点）

② 生活困窮者による新規相談件数の推移

自立相談支援新規相談件数は、令和２年度に1,061件と急増しており、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響したと見られます。

図表　生活保護面談相談件数・自立相談支援新規相談件数の推移

単位：件



資料：生活支援課

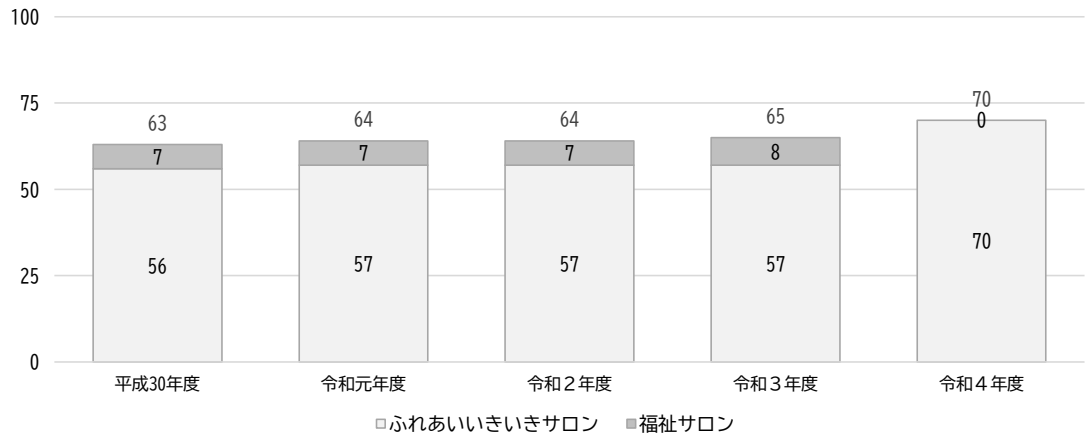
（８）福祉を支える人の状況

① サロン数の推移

市内で活動するサロン数の推移は以下のとおりです。令和４年度から福祉サロンがふれあいいきいきサロンに統合され、70件となっています。

図表　サロン数の推移

単位：件



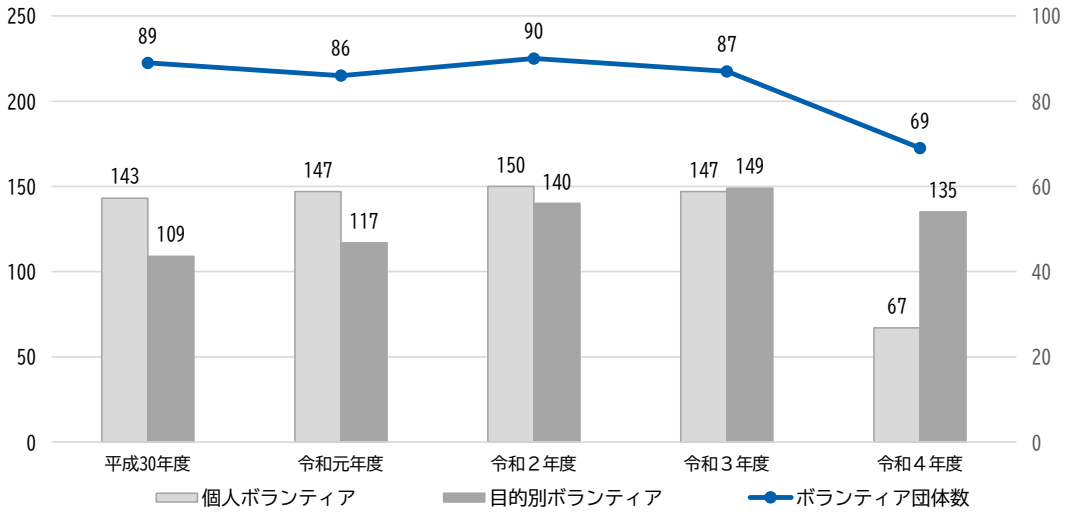
資料：本庄市社会福祉協議会（各年度３月末時点）

② ボランティア数の推移

ボランティア数及びボランティア団体数の推移は以下のとおりです。令和４年度は登録更新手続きの影響で個人、団体ともに登録数が減少しています。

図表　ボランティア数及びボランティア団体数の推移

単位：人、団体



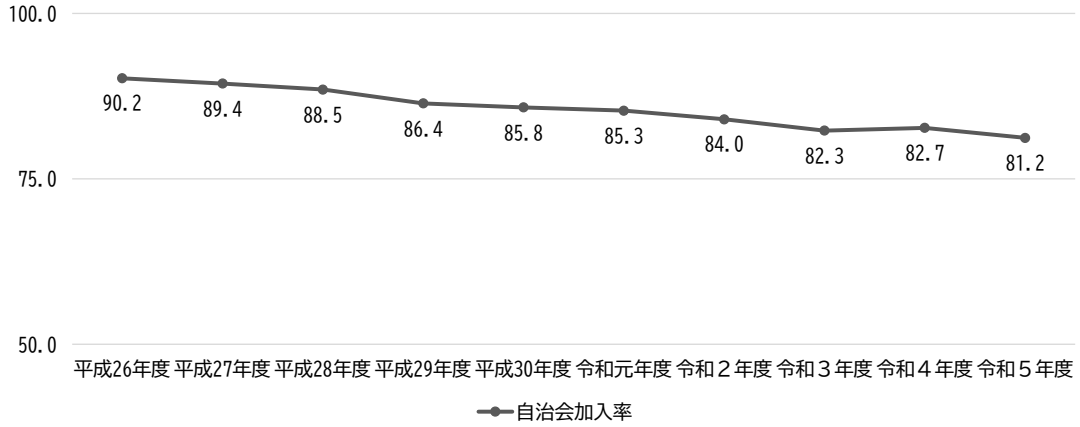
資料：本庄市社会福祉協議会（各年度３月末時点）

③ 自治会加入率の推移

自治会加入率は長期にわたって低下しており、令和５年度には81.2%となっています。

図表　自治会加入率数の推移

単位：%



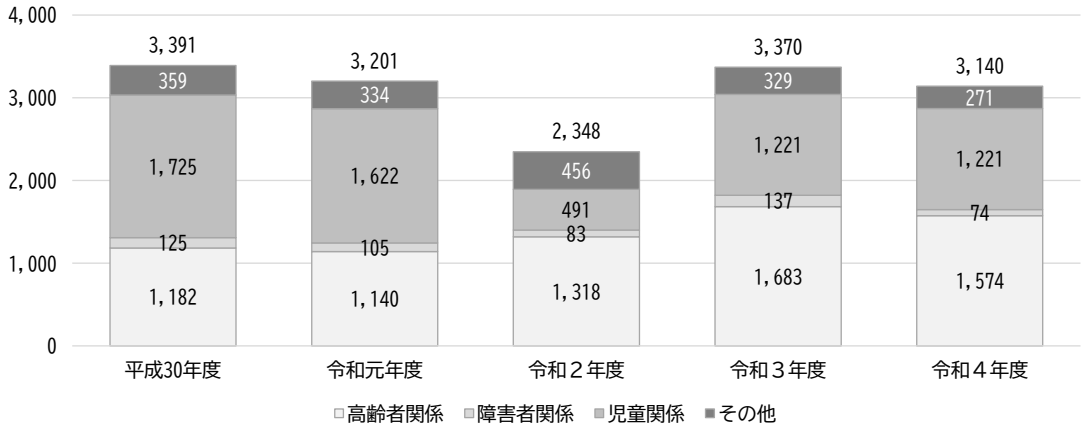
資料：市民活動推進課（各年度４月１日時点）

④ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員※・児童委員※の活動状況については以下のとおりです。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて減少したと見られますが、その後は感染症拡大前の水準まで回復しています。

図表　民生委員・児童委員の活動状況

単位：件



資料：地域福祉課

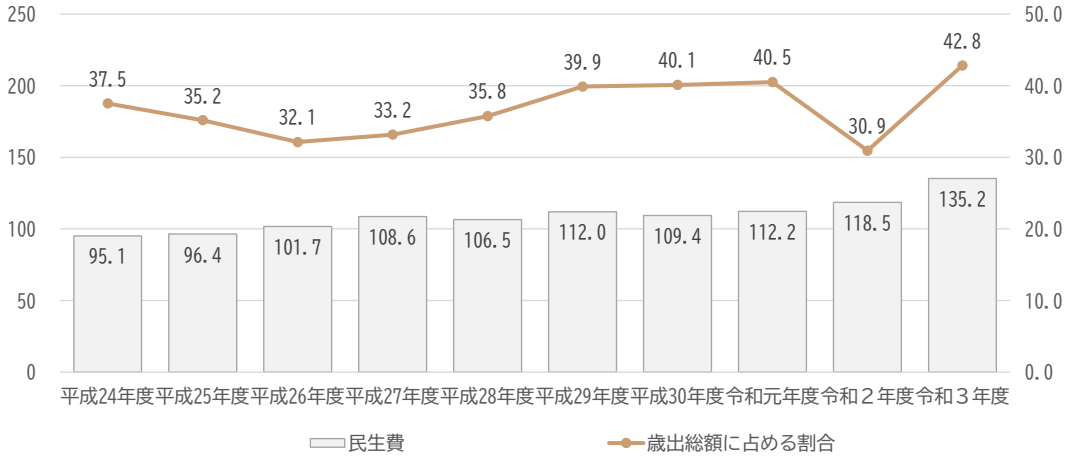
（９）福祉に関する歳出の動き

① 本庄市一般会計予算における民生費決算

本庄市一般会計予算における民生費決算状況と歳出総額に占める割合については、以下のとおりです。民生費は増加傾向が続いており、歳出総額に占める割合も上昇傾向にあります。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対応関連の歳出増加（特別低額給付金など）の影響により、民生費の割合が一時的に低下しています。

図表　本庄市一般会計予算における民生費決算状況と歳出総額に占める割合

単位：億円、％



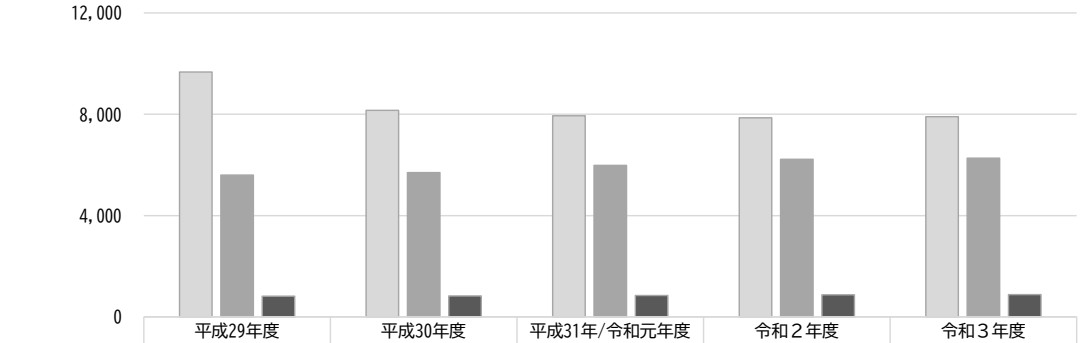
資料：財政課

②特別会計歳出の推移

各特別会計歳出の推移を見ると、うち最も歳出が多いのは国民健康保険であり、令和３年度には7,902百万円あまりとなっています。介護保険及び後期高齢者医療は、高齢化に伴う歳出の増加が見られます。

図表　各特別会計歳出の推移

単位：百万円



	平成29年度	平成30年度	平成31年/令和元年度	令和２年度	令和３年度
国民健康保険	9,666.0	8,152.5	7,942.7	7,861.0	7,902.8
介護保険	5,599.3	5,696.9	5,978.9	6,223.8	6,267.0
後期高齢者医療	816.0	832.0	843.7	877.2	881.4

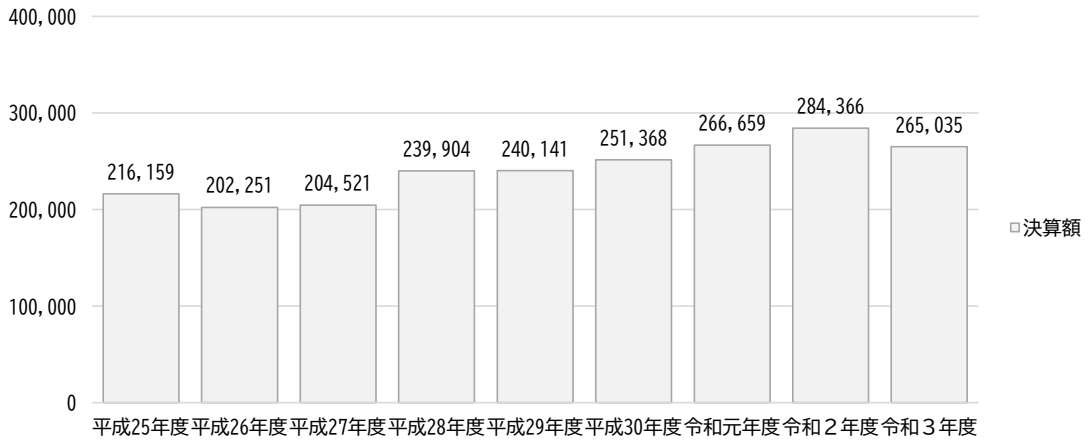
資料：財政課

③ 本庄市社会福祉協議会の決算

本庄市社会福祉協議会の決算状況等については以下のとおりです。

図表　本庄市社会福祉協議会の決算額の推移

単位：千円



資料：本庄市社会福祉協議会

第２節　日常生活圏域別に見た福祉の現状

（１）東地域（本庄東中学校区）の状況

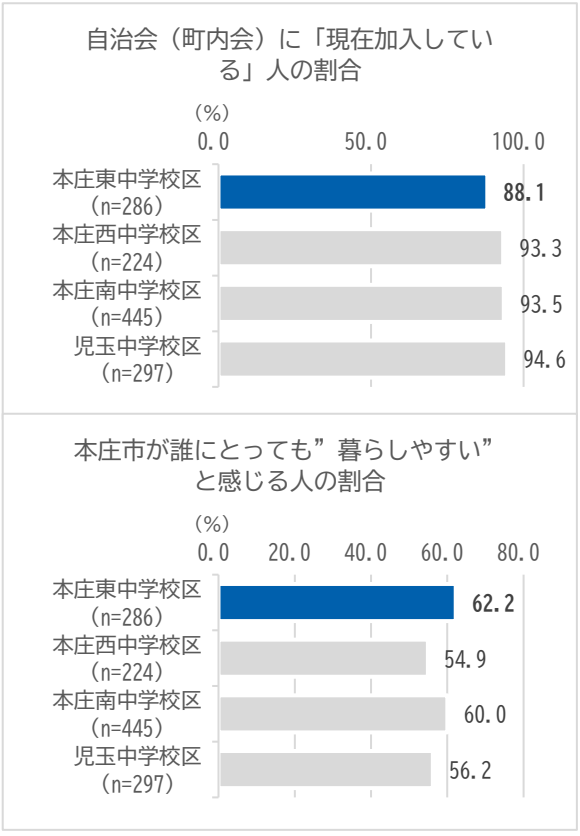
① 地域の概況

本地域は、本庄東小学校区と藤田小学校区、仁手小学校区（上仁手除く）を含む地域です。北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市、東は深谷市に隣接しています。地域内に国道17号が東西に走り、主に国道以南の市街地（本庄東小学校区）と以北の郊外地（藤田・仁手小学校区）に分かれます。市役所が立地する地域で、人口が集中する市街地では市平均より高齢化率が低く、単身率は高くなっています。また、郊外地は市内でも高齢化率が高いものの、単身率は平均より低く、対照的となっています。

地域内には私立高校が２校（うち１校は附属中学校を併設）あるほか、市街地を中心に多数の医療機関が設置されています。

② 地域福祉の状況

アンケート調査では、自治会に「現在加入している」と回答した人の割合が最も低く、９割を下回っています。住まいの形態として「民間賃貸住宅（マンション・アパートなど）」を選択した人の割合が最も高く、12.9%となっています。本庄市が誰にとっても“暮らしやすい”と回答した人の割合が最も高く、62.2%を占めています。暮らしの中で感じる悩みや不安として最も高い割合を占めるのは「自分や家族の健康に関すること」（57.0%）となっており、４地域の中でも比較的若い世代の多い地域であることがうかがえる結果となっています。

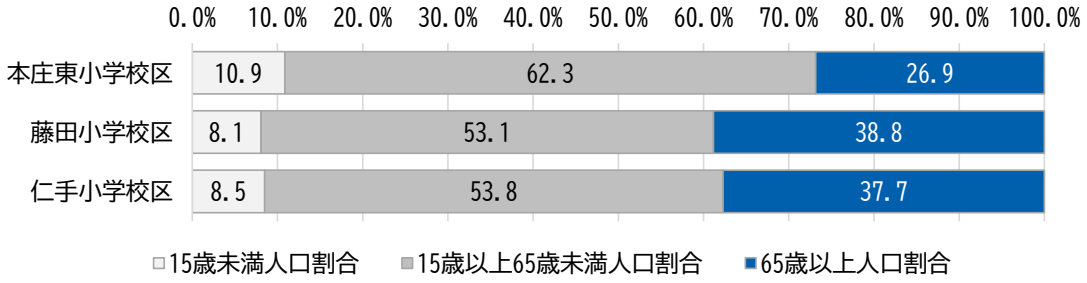


地区懇談会では、「子どもの遊び場が少なくなった」「一人暮らし高齢者が多い」「空き家が多い」「自治会役員のなり手がいない」「魅力が多いのにアピールできていないのではないか」などの意見が寄せられています。

次世代地域づくり会議では、「色々な施設がある」「イベントが多い」「交通手段が多い」「地域の人との交流が多い」などのポジティブなイメージを地域に対して有しているのに対し、「道路が整備されていない」「街灯が少ない」「遊べる場所、買い物できる場所が少ない」「特産品がない」などの意見も寄せられています。

図表　小学校区別に見た年齢３区分別人口構成割合（東地域）

単位：％



資料：住民基本台帳

（注）端数処理により、年齢３区分別人口割合の和が 100.0%とならない場合があります。
仁手小学校区の一部（上仁手地域）は西地域（本庄西中学校区）に算入されています。

（地図）

図表　統計で見る東地域の状況

		人口	65 歳以上人口（高齢化率）	世帯数
本庄東小学校区	令和５年５月時点	13,803 人	3,707 人（26.9%）	6,695 世帯
	平成 30 年 10 月時点	14,104 人	3,620 人（25.7%）	6,388 世帯
藤田小学校区	令和５年５月時点	2,716 人	1,055 人（38.8%）	1,148 世帯
	平成 30 年 10 月時点	2,945 人	1,098 人（37.3%）	1,187 世帯
仁手小学校区	令和５年５月時点	1,410 人	532 人（37.7%）	611 世帯
	平成 30 年 10 月時点	1,541 人	527 人（34.2%）	640 世帯
東地域（全体）	令和５年５月時点	17,788 人	5,249 人（29.5%）	8,379 世帯
	平成 30 年 10 月時点	18,437 人	5,201 人（28.2%）	8,140 世帯

資料：住民基本台帳

（注）仁手小学校区の一部（上仁手地域）は西地域（本庄西中学校区）に算入されているため、東地域（全体）の値と小学校区の値の和は必ずしも一致しません。

（２）西地域（本庄西中学校区）の状況

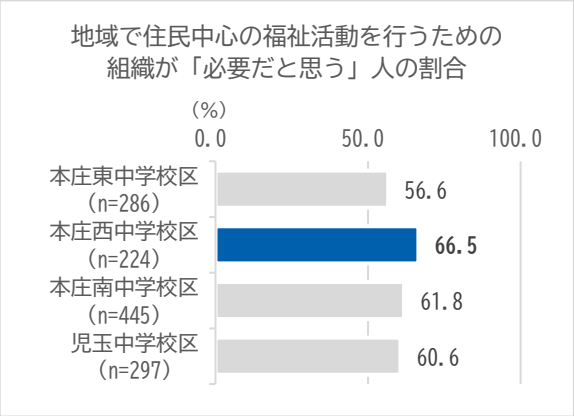
① 地域の概況

本地域は、本庄西小学校区、旭小学校区、仁手小学校区の一部（上仁手）を含む地域です。市北西部に位置し、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市、西は上里町に隣接しています。地域の南部を東西に中山道が走り、古くは旧宿場町の中心地として栄えました。現在は、旧本庄警察署や諸井家住宅などの文化財のほか、市立図書館や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、市民活動交流センター（はにぽんプラザ）など交流・文化活動の拠点が点在しています。

また、中山道に並行して国道17号が走り、大きく分けると国道17号以南の市街地と、国道以北の田畑が広がる郊外地に分かれます。圏域全体では最も高齢化率が高く、特に市街地中心部では少子化と高齢者の単身化が顕著となっています。日常生活圏域で唯一高等学校がありません。また、郊外地は福祉関係事業所が少なく、地域内の医療機関は市街地に集中しています。

② 地域福祉の状況

アンケート調査では、地域で住民中心の福祉活動を行うための組織を「必要だと思う」と回答した人の割合が最も高く、66.5%を占めています。また、地域活動に「できる範囲で取り組んでいきたい」とする人の割合も最も高く（55.5%）、地域活動への関心や意欲が高い地域であることがうかがえます。

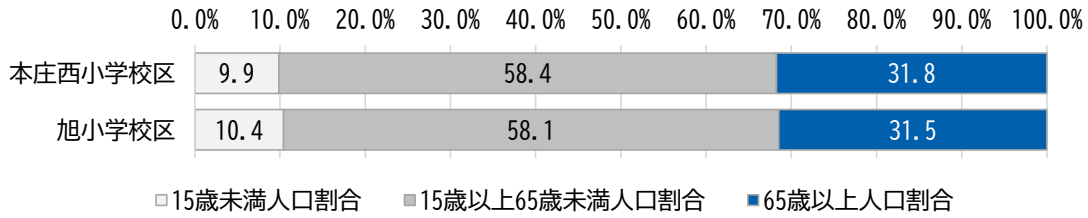


地区懇談会では、「病院が遠い」「本庄の魅力がない」「地域で活動を行う場が少ない」「隣近所とのつながりがない」「災害時の避難場所がない」などの意見が寄せられています。

次世代地域づくり会議では、「大型商業施設などの商業が発達」「自然が多い」「交通の便が良い」「歴史がある」などが地域のポジティブなイメージとして挙げられている一方で、「お祭りの参加者の減少」「観光資源が少ない」「放置された土地がある」なども挙げられており、「計画的な土地利用」や「歴史をつなぐまちづくり」「地域の良さを市民に伝える取組が必要」などの指摘も寄せられています。

図表　小学校区別に見た年齢３区分別人口構成割合（西地域）

単位：％



資料：住民基本台帳

（注）端数処理により、年齢３区分別人口割合の和が 100.0%とならない場合があります。
仁手小学校区の一部（上仁手地域）が西地域（本庄西中学校区）に算入されています。

（地図）

図表　統計で見る西地域の状況

		人口	65 歳以上人口 （高齢化率）	世帯数
本庄西 小学校区	令和５年５月 時点	6,674 人	2,119 人 （31.8%）	3,231 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	6,844 人	2,078 人 （30.4%）	3,076 世帯
旭小学校区	令和５年５月 時点	6,060 人	1,907 人 （31.5%）	2,729 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	6,134 人	1,745 人 （28.4%）	2,541 世帯
西地域 （全体）	令和５年５月 時点	12,875 人	4,071 人 （31.6%）	6,035 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	13,131 人	3,867 人 （29.4%）	5,692 世帯

資料：住民基本台帳

（注）仁手小学校区の一部（上仁手地域）が西地域（本庄西中学校区）に算入されているため、西地域（全体）の値と小学校区の値の和は一致しません。

（３）南地域（本庄南中学校区）の状況

① 地域の概況

本地域は、本庄南小学校区、中央小学校区、北泉小学校区を含む地域です。市の地理的中心に位置し、東は深谷市と美里町、西は上里町に隣接しています。JR高崎線本庄駅南に広がる市街地や、JR上越新幹線本庄早稲田駅北側の新たな市街地に加え、美里町や上里町に隣接する郊外地からなります。大規模商業施設をはじめ商店も多く、本庄早稲田駅や関越自動車道本庄児玉ICを擁し、生活上の利便性が比較的高い地域です。人口は増加傾向にあり、高齢化率は市内で最も低くなっています。

地域内には、県立高校と私立高校が１校ずつあり、郊外地には私立高校附属中学校と県立特別支援学校があります。また、本庄早稲田国際リサーチパークが設置され、市内学術研究の中心的な地域となっています。地域内に比較的万遍なく福祉関係事業所が設置されているほか、多数の医療機関が存在し、在宅医療拠点である保健センターも設置されています。

② 地域福祉の状況

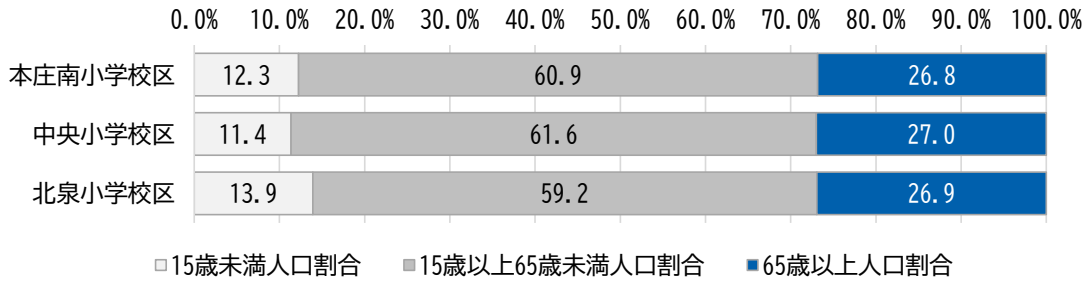
アンケート調査では、「夫婦のみ世帯」が31.7%と他の地区よりも高くなっています。地域での課題として「生活環境改善が不十分」が最も多く、18.4%となっています。また、近所の人にサポートしてほしいこととして「見守り・安否確認の声かけ」が第１位となっています。

地区懇談会では、「民生委員や自治会との情報交換が少ない」「自治会活動が住民に伝わっていない」「空き地が多い」「地域区分（区域）がわかりにくい所がある」「地域活動を担う人の世代交代が必要」「地域でボランティアをしたい」などの意見が寄せられています。

次世代地域づくり会議では、「犯罪が少ない」「交通が発達している」「買い物が便利」などのポジティブなイメージを地域に対して持っているのに対し、「道路が狭い」「観光資源が少ない」「ゴミが散乱している」などの課題も挙げられています。

図表　小学校区別に見た年齢３区分別人口構成割合（南地域）

単位：％



資料：住民基本台帳

（注）端数処理により、年齢３区分別人口割合の和が 100.0%とならない場合があります。

（地図）

図表　統計で見る南地域の状況

		人口	65 歳以上人口 （高齢化率）	世帯数
本庄南 小学校区	令和５年５月 時点	8,479 人	2,276 人 (26.8%)	3,956 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	8,280 人	2,123 人 (25.6%)	3,574 世帯
中央 小学校区	令和５年５月 時点	11,807 人	3,187 人 (27.0%)	5,803 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	11,712 人	3,030 人 (25.9%)	5,411 世帯
北泉 小学校区	令和５年５月 時点	7,158 人	1,928 人 (26.9%)	3,221 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	6,826 人	1,752 人 (25.7%)	2,922 世帯
南地域 （全体）	令和５年５月 時点	27,444 人	7,391 人 (26.9%)	12,980 世帯
	平成 30 年 10 月 時点	26,818 人	6,905 人 (25.7%)	11,907 世帯

資料：住民基本台帳

（４）児玉地域（児玉中学校区）の状況

① 地域の概況

本地域は、共和小学校区、児玉小学校区、金屋小学校区、秋平小学校区を含む地域です。旧児玉町域であり、南は皆野町、東は美里町、西は神川町に隣接しています。南北に長く広い地域で、JR八高線児玉駅を中心とする市街地と、その周辺に広がる郊外地、地域の南部に位置する山間地からなります。

それぞれ、人口や生活上の利便性に格差が見られ、特に山間地では過疎化の傾向も顕著で、交通をはじめとした福祉課題が顕在化しています。地域全体での高齢化率は30%程度となっていますが、小学校区によって差が大きく、秋平小学校区では34.6%と、３人に１人以上が高齢者となっています。県立高校が１校あるほか、福祉関係事業所や医療機関が市街地及び一部郊外地に配置されていますが、山間地にはほとんど配置されていません。また、山間地においては、土砂災害等の発生リスクが高い地域でもあります。

② 地域福祉の状況

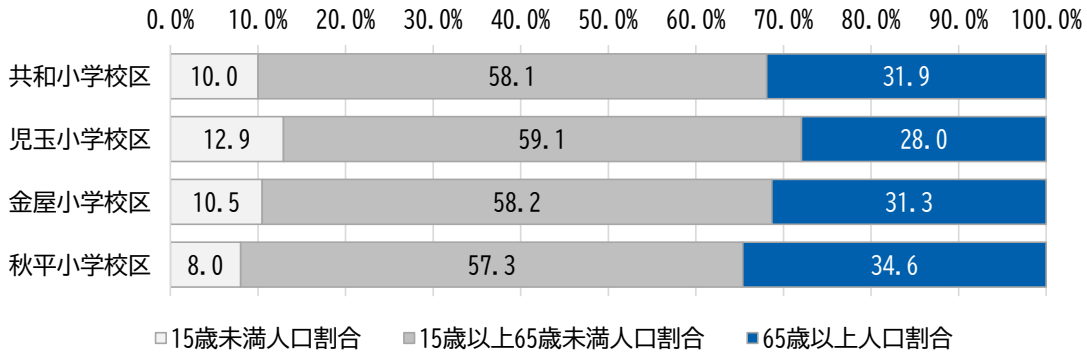
アンケート調査では､近所付き合いの程度が深い人が比較的多い地域であり、「会えば親しく話をする人がいる」は38.7%と４地域で最も高い割合となっています。また、民生委員が誰か知っている人が多く、社会福祉協議会の認知度も高いことから、地域でのつながりが強い地域であるとともに、福祉への関心が高いことがうかがえます。地域のよいところとして、「住民の生活マナーがよい」を挙げる人が最も多くなっています。

地区懇談会では、「車がないと移動できない」「買い物をする店がない」などの意見が多く寄せられ、日常的な移動や買い物に課題を抱える人が多い地域であることがうかがえます。また、農業の後継者不足や耕作放棄地の増加なども課題として多く挙げられています。

地域内の中学生や高校生からは､「緑が豊かで住みやすいのどかなまち」「地域の人たちが優しい」などのポジティブなイメージを持っている反面、「安全な道路が整備されていない」「買い物をするのに遠い」などの意見がありました。

図表　小学校区別に見た年齢３区分別人口構成割合（児玉地域）

単位：％



資料：住民基本台帳

（注）端数処理により、年齢３区分別人口割合の和が 100.0%とならない場合があります。

（地図）

図表　統計で見る児玉地域の状況

		人口	65 歳以上人口（高齢化率）	世帯数
共和小学校区	令和５年５月時点	3,960 人	1,264 人（31.9%）	1,820 世帯
	平成 30 年 10 月時点	4,100 人	1,189 人（29.0%）	1,771 世帯
児玉小学校区	令和５年５月時点	7,590 人	2,122 人（28.0%）	3,408 世帯
	平成 30 年 10 月時点	7,728 人	2,065 人（26.7%）	3,225 世帯
金屋小学校区	令和５年５月時点	5,128 人	1,606 人（31.3%）	2,296 世帯
	平成 30 年 10 月時点	5,390 人	1,495 人（27.7%）	2,244 世帯
秋平小学校区（本泉小学校区含む）	令和５年５月時点	2,708 人	938 人（34.6%）	1,220 世帯
	平成 30 年 10 月時点	2,853 人	932 人（31.9%）	1,131 世帯
児玉地域（全体）	令和５年５月時点	19,386 人	5,930 人（30.6%）	8,744 世帯
	平成 30 年 10 月時点	20,071 人	5,201 人（28.2%）	8,351 世帯

資料：住民基本台帳

第３節　第２期計画における成果と課題

（１）第２期計画の成果

① 福祉の困りごと相談窓口の設置

令和４年度から、福祉の困りごと相談窓口（福祉総合相談窓口）を生活支援課内に設置しました。これは市民の様々な悩みや不安を受け止める窓口であり、相談者の抱える課題の背景等を考慮しながら、解決に向けて総合的な支援を行っています。

② 地域福祉課における福祉政策係の設置

令和５年度から、福祉全般に係る政策管理機能を担うため、地域福祉課内に福祉政策係を設置しました。福祉関係施策の企画立案や総合調整を行い、より効率的で効果的な福祉行政を推進していきます。

③ 福祉部門間での連携

相談の中には、障害などが理由で就労できず生活困窮に陥っている、高齢者の介護と子どもの世話を同時にしているなど、複数の要因を抱えるケースがあります。相談者が抱える課題の背景を把握しつつ、必要に応じて各部署が連携して相談者からの相談に対応しています。

④ 本庄市成年後見サポートセンターの設置

令和３年７月に本庄市成年後見サポートセンターを設置しました。本庄市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する相談及び利用支援を行っているほか、制度の広報及び啓発、市民後見人等の育成、制度の情報提供等を行っています。

（２）第２期計画から引き継ぐ課題

第２期計画では、市の重点事項として、①庁内相談・政策管理機能部署の設置、②機能集約センターの設置、③地域福祉ネットワーク会議（仮）の設置の３点が掲げられていました。

このうち、機能集約センターの各中学校区への設置及び地域福祉ネットワーク会議の設置については、国の制度の改正や環境の変化等により、実現には至

りませんでした。本計画では、これらの課題を引き継ぎ、新たな仕組みの活用も含め、検討を行っていきます。

第３章　基本理念

第１節　計画の基本理念

本庄市総合振興計画が掲げる本庄市の将来像を踏まえつつ、人と人、人と資源がつながり助けあう地域共生社会の実現に向け、第２期計画における基本理念を引き継ぎ、「みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄～安心と共生のまちづくり～」を基本理念として定めます。

地域共生社会の実現

［基本理念］

みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄
～安心と共生のまちづくり～

［本庄市総合振興計画　本庄市の将来像］

あなたと活かす　みんなで育む　歴史と教育のまち　本庄
～世のため、後のため～

第２節　基本戦略の設定

基本理念を実現するため、次の３つを基本戦略として定めます。

≪基本戦略１≫市民の生活を支える仕組みづくり

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などによって、家族の在り方は大きく変化しています。このため、これまでの制度では十分に対応できないような複雑化・複合化した生活課題も見られるようになっています。

市民が抱える生活課題を把握しつつ、その解決に必要なサービスや支援を組み合わせて包括的に提供できるよう、相談機能の強化と各種福祉サービス、生活支援サービスの充実を図っていきます。庁内及び関係機関との連携を更に強化し、複合的な課題への対応力の強化を図ります。

図表　成果指標の設定

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
悩みや不安を感じたとき気軽に相談できる人や場所が「ない」人の割合 ※アンケート指標	7.0%	%
路線バス・デマンドバス・シャトルバス利用者数	人	人

図表　関連する SDGs の目標



≪基本戦略２≫地域におけるつながりの強化

地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するためには、行政のみならず市民や地域団体、事業所等、地域に暮らし、活動するすべての主体が協働していくことが必要です。

地域づくりの主体は住民であるという考えのもと、市民の地域福祉への関心を高める取組を推進するとともに、市民が身近な地域で活動に参加できる環境づくりを進めます。また、地域福祉を担う人材、団体、事業所等を支援するほか、関係機関・団体等のネットワークを強化し、支援が必要な人を早期に発見し、効果的かつ速やかにサポートが提供できる体制を構築していきます。

図表　成果指標の設定

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
福祉に関心がある人の割合 ※アンケート指標	82.1%	%
地域福祉講演会出席者数	人	人

図表　関連する SDGs の目標



≪基本戦略３≫安心して暮らせる地域づくり

地域共生社会を実現するためには、安心して暮らせる生活環境も不可欠です。ハード面・ソフト面におけるバリアフリーはもちろんのこと、災害等の非常時においても必要な支援が得られる環境の構築を進めます。

また、障害や認知症等により判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるようにするためには、日常生活自立支援事業※や成年後見制度など、その人の権利や財産を守り、適切なサービスの利用を支援する仕組みが不可欠です。このため、こうした仕組みの適切な利用を促していきます。

また、罪を犯した人が立ち直り、地域社会で安定して生活を送ることができるよう、地域と協力しながら、支援を提供していきます。

図表　成果指標の設定

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
本庄市が誰にとっても暮らしやすいまちだと思う人の割合 ※アンケート指標	58.1%	%
避難行動要支援者名簿登録者数	人	人
市民後見人候補者の登録者数	人	人

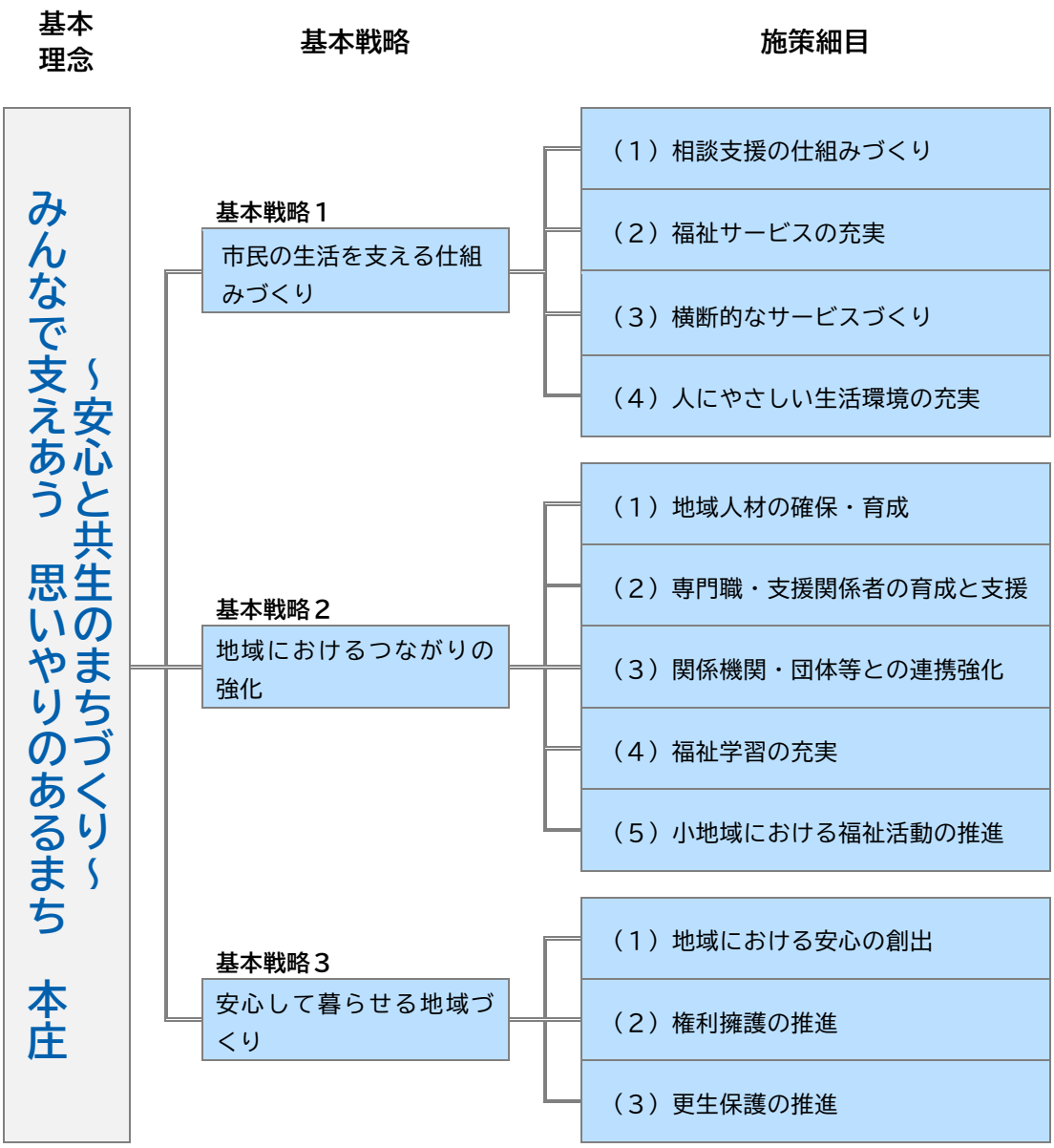
図表　関連する SDGs の目標



第３節　施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策体系を定めます。

図表　施策体系



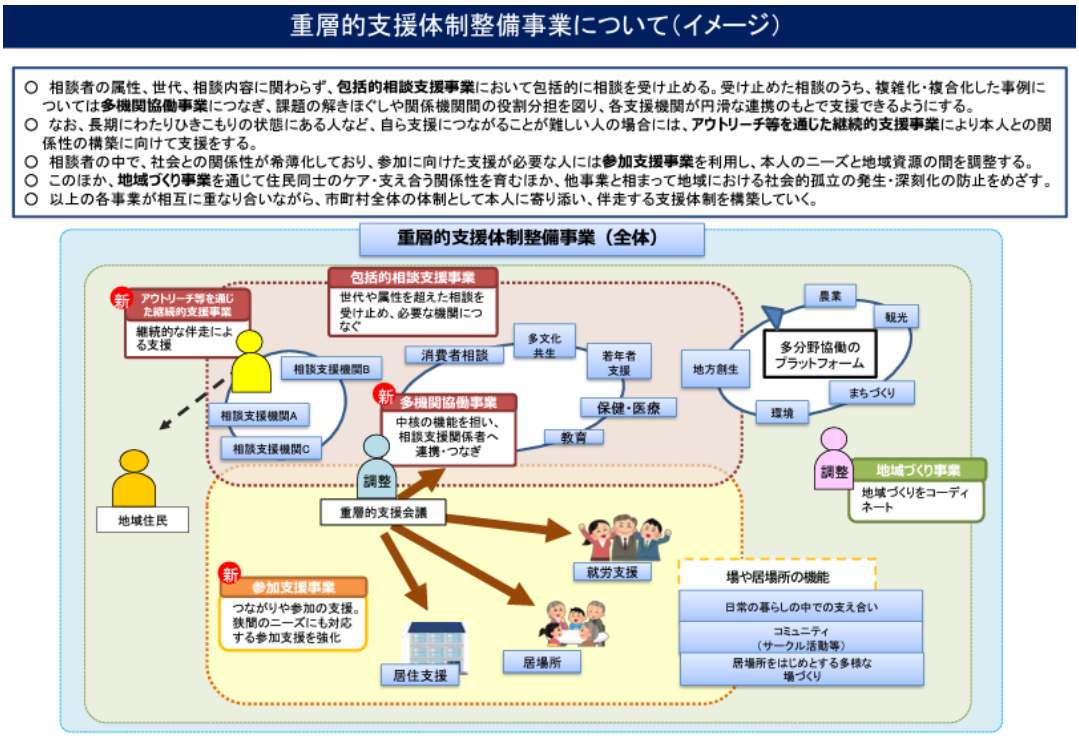
第４節　包括的な支援体制の強化と重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討

（１）包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の考え方

国では、令和３年４月に施行された改正社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村において、属性を問わない支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を新たに創設しました。

この重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の３第１項に市町村の努力義務として規定され、包括的支援体制整備の一手法として創設されたものです。既存の支援関係機関の専門性や、これまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かしながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施する事業です。

重層的支援体制整備事業は、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関、各団体等がこれまで以上に連携を深め、包括的支援体制を構築するための取組をより具体化する手法であることから、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していく手段として、本市においても本事業の実施を検討していくことが必要であると考えられます。



（２）包括的支援体制整備に向けた本市の取組

本市では、本計画において、地域共生社会の実現に向け「みんなで支えあう思いやりのあるまち　本庄～安心と共生のまちづくり～」を基本理念として掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を行うことができる本庄市を目指し、各施策を推進しています。

前計画においては、複合的なニーズを抱えた世帯への組織的な連携や支援の迅速性を改善することを目的として、市民の困りごとをとりあえず、丸ごと受け止め、複合ニーズへの一元的な対応を行う庁内相談支援・調整機能の設置を掲げ、令和４年度から福祉の困りごと相談窓口（福祉総合相談窓口）を設置し、様々な相談支援に取り組んできました。

このほか、市全体の相談支援体制を充実させるため、各分野別センターや機関等の機能を集約し、市民に身近な圏域において保健医療・福祉に関する市民の困りごと等を専門職が受け止め、在宅生活支援を行う「機能集約センター」の日常生活圏域へのモデル設置の検討を掲げるとともに、そこで集約された専門的・制度的支援と、制度によらない支援を適切に連結させていくための仕組みとして地域福祉ネットワーク会議設置の検討を掲げてきました。

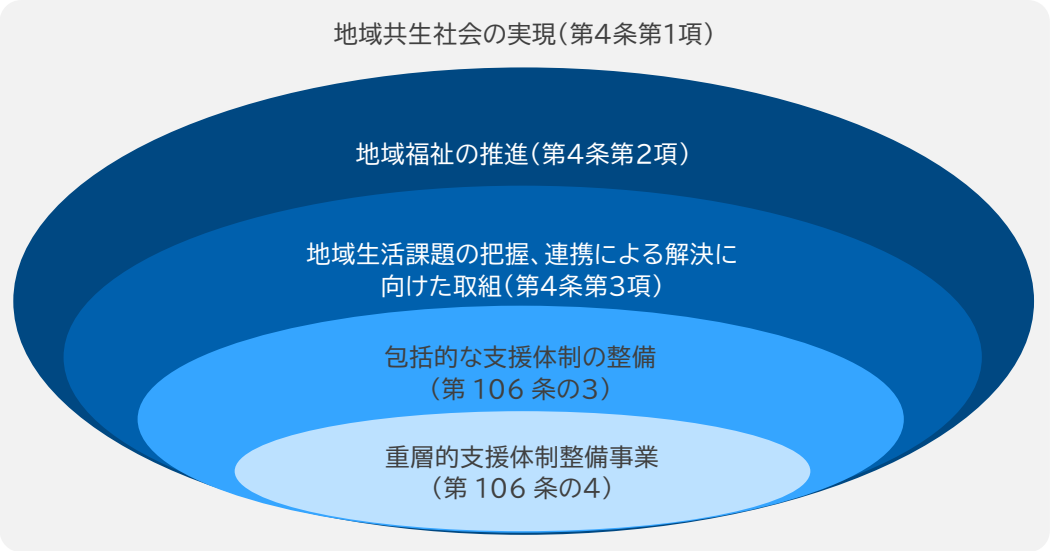
これらは、重層的支援体制整備事業に掲げる支援体制の一つである属性を問わない包括的な支援の実施と同様の方向性であるといえます。

（３）重層的支援体制整備事業実施に向けて

一方、社会福祉法第106条の３では、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の実施等を通じ、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。このためには、地域の関係者が課題を共有し、共に課題対応力を高めていくことが求められます。市と社会福祉協議会、各種相談支援機関、各団体がこれまで以上に連携し、これまで積み上げてきた取組や既存の仕組み、本市の実情等を踏まえ、重層的支援体制整備事業の仕組みを活かしながら発展させ、機能強化を行うことが必要です。

こうしたことから、本計画においては、前計画で掲げていた機能集約センター設置の検討及び地域福祉ネットワーク会議設置の検討について、重層的支援体制整備事業実施と併せた検討を行うことにより包括的支援体制を強化し、地域共生社会や計画に掲げる基本理念の実現に向け、取組を進めていくこととします。

図表　包括的な支援体制の整備（社会福祉法第 106 条の３）と重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の４）の位置づけ



（４）重層的支援体制整備事業を構成する事業

社会福祉法第106条の４第２項に規定された５つの事業を一体的に展開することが求められています。

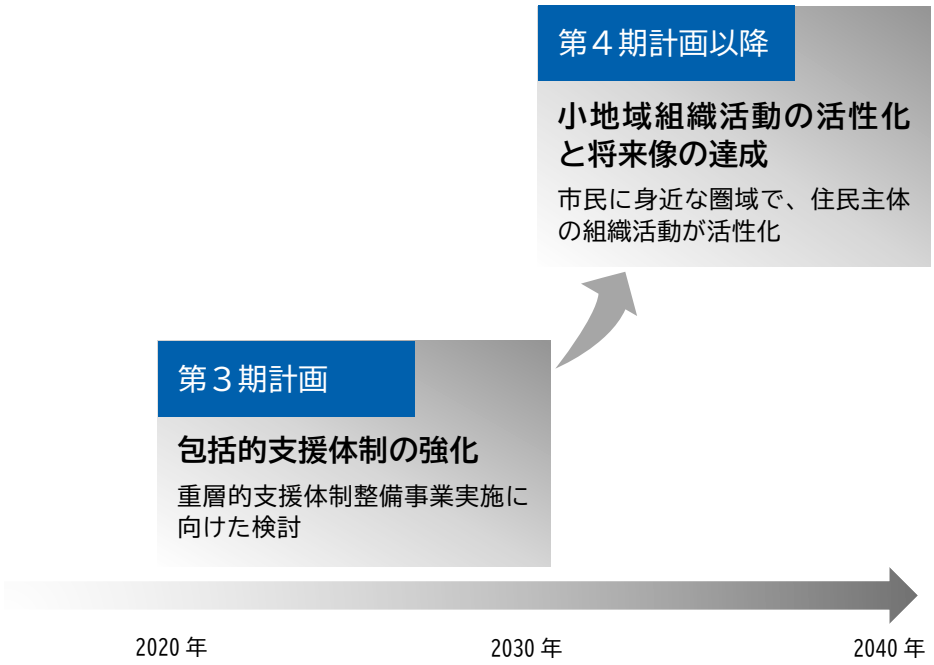
図表　重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業名	事業の概要
包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）	● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応する ● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	● 社会とのつながりをつくるための支援を行う ● 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ● 本人への定着支援と受入れ先の支援を行う
地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）	● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ● 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ● 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ※等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）	● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）	● 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る

第５節　計画のロードマップ

本計画が掲げる基本理念「みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄～安心と共生のまちづくり～」の実現に向けて、中長期的・段階的に取り組んでいくため、以下のようにロードマップを定めます。

図表　ロードマップ



第４章　施策の展開

第１節　≪基本戦略１≫
市民の生活を支える仕組みづくり

（１）相談支援の仕組みづくり

社会情勢の変化に伴い、既存の福祉サービスの枠組みでは十分に解決できない制度の狭間となっているケースが生じています。こうした課題は、困っている人が自ら声を上げにくい、支援の必要性が意識されにくい傾向があります。

市民アンケートでは、悩みや不安を感じたとき気軽に相談できる人や場所が「ない」人が全体の7.0%となっています。また、民生委員・児童委員アンケートでは、地域住民による相談で解決が難しいものとして「認知症の人への支援」や「ひきこもりの人への支援」、「生活困窮者への支援」などが挙げられています。

市民一人一人が抱える生活課題を構成する要素を、相談支援を通じて正確に把握しながら、各ケースに合った支援を提供できる体制を構築します。令和４年度から設置されている福祉総合相談窓口を核として、分野を問わない相談に対応します。また、アウトリーチ※による市民の生活課題の把握に努めるとともに、解決に向けた地域ネットワークの構築・強化を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 効率的で効果的な福祉行政の推進	令和5年度より地域福祉課内に新たに設置された福祉政策係を中心として、福祉関係施策の企画立案や総合調整を行うことにより、これまで以上に効率的で効果的な福祉行政を推進します。	地域福祉課
② 連携のための相談支援マニュアルの作成	個々の職員の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を標準化する必要があることから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル(仮)」を作成します。	地域福祉課 生活支援課
③ 相談支援専門職の確保	相談支援に関わる職員には高度な専門性が必要となることから、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。	地域福祉課 生活支援課 子育て支援課 障害福祉課
④ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討	包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員等の資質や相談援助技術の向上はもちろんのこと、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。	地域福祉課 生活支援課

取組名称	概要	担当部署等
⑤ 相談窓口の更なる充実に向けた検討	ライフスタイルの多様化等により、通常の開庁時間内に相談等を行うことが困難な市民を対象として、インターネットを活用した相談窓口や、平日時間外・休日相談窓口の開設等を検討します。	地域福祉課 各関係課
⑥ 福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）での相談・支援	複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行います。	生活支援課
⑦ 本庄市子ども家庭総合支援拠点の充実と活用	子どもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育園、子育て世代包括支援センター等との綿密な連携を行い、子どもの安全を図ります。	子育て支援課
⑧ 妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援の実施	妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の未来を拓く子どもを安心して生み育てることができる環境を整えます。	子育て支援課 健康推進課
⑨ 発達教育支援センター「すきっぷ」における相談支援	発達が気になる子どもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるよう、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、途切れない支援を目指します。	障害福祉課
⑩ 基幹相談支援センターの設置	地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター※」を設置し、障害者（児）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や、地域生活等に必要な援助を行います。	障害福祉課
⑪ 地域包括支援センターの充実	医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に推進する地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センター※について、更なる機能の充実を図ります。	高齢者福祉課
⑫ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置	いずみ保育所子育て支援センターが育児不安・ひとり親家庭・社会的孤立等の悩みを気軽に相談できる窓口として機能できるよう、関係機関との連携を図ります。 また、市内私立保育園に設置されている子育て支援センターと連携し、子どもやその保護者の交流の場の提供、保護者が抱える不安の解消を図ります。	保育課 子育て支援課

（２）福祉サービスの充実

複合的な課題の解決に向けては、既存の福祉サービスの充実が基礎となります。住み慣れた地域で必要なサービスを受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て、生活困窮など、これまで整備されてきた各分野でのサービスの充実を図るとともに、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。また、適切なサービスの提供に努め、サービスの持続可能性を確保していきます。

また、福祉サービスについて、市民が正しく理解し、利用できるよう、ガイドブックを発行するなど、周知・広報を行います。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	地域のニーズを考慮しつつ、事業者等と連携して必要な福祉サービスの確保を図るほか、制度を必要とする人が抱える課題や背景を整理しながら、必要な支援を受けることができるようサポートします。 また、複合的な支援ニーズを抱えるケースに対応するため、福祉総合相談窓口を中心として、必要に応じて複数課が協力して相談対応にあたるほか、情報共有を行い、包括的に支援できる体制を構築します。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課
② 福祉サービスの周知・広報	各福祉サービス等の情報を集約したガイドブックをそれぞれ発行し、わかりやすい情報提供に努め、制度を必要とする人が利用しやすい環境を整えます。	生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課

市が配布しているガイド

市が配布するガイドは以下から閲覧することができます。

- 障害者福祉ガイド
 https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/fukushi/syogaifukushi/tantoujouhou/1375676491471.html

- 本庄市高齢者の便利ガイド
 https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/fukushi/kourei_fukushi/tantoujouhou/tantou_chiikihoukatsu/koureishanoseikatushienjouhou/13051.html

- 本庄市子育て情報ガイド
 https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/hoken/kosodate/tantoujouhou/1437538916892.html

- 外国人のためのくらしのガイド
 https://www.city.honjo.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/gaikokujinjuminnokurashi_ForForeigners/gaikokujinnotamenokurashinogaido/1529548653237.html

（３）横断的なサービスづくり

生きづらさは、経済的困窮や必要な支援が受けられないこと等による生活のしづらさもあれば、その人の特性や国籍の違い、刑余者※であること等を理由とする社会的排除によって生じる場合もあります。これらの生きづらさは、時としていわゆる「ひきこもり」等の問題や、場合によっては自殺等の人の生命の問題につながることもあります。

生きづらさを抱えた人やその世帯は、健康で文化的かつ幸福な生活を送ることが困難となる場合があることに加え、血縁・地縁関係等の社会的なつながりも希薄になりがちです。このほか、高齢者人口の増加や核家族化の進行等による家族構成の変化等を背景として、高齢者や障害者、難病の人などの介護や看護を行うケアラー※の増加が見込まれます。ケアを受ける人の状況は多様であり、ケアラーには介護や看護に大きな負担がかかっている現状があります。

また、事業所アンケートでは、解決しにくいケースとして「ひとり暮らしの人が認知症や病気になって自宅生活が継続できないケース」、「要介護認定者の祖母と疾患を抱える親、その両者を支える子の世帯など、複合課題を抱えているケース」などの事例が挙げられたほか、「支援が必要であっても、法令や規則等によってサービスにつながらない人がいる」などの意見も寄せられています。

こうした生きづらさを抱える人の相談を丸ごと受け止める体制の整備はもちろんのこと、必要な支援を包括的・総合的に提供できる仕組みの構築を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）での相談・支援【再掲】	複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行います。	生活支援課
② 生活困窮者自立支援事業の充実	生活困窮者の経済的自立とともに、その人が暮らす地域との社会関係を維持・強化することで自立生活を維持していくことを目的とした支援を展開します。 また、生活困窮者を早期支援につなげていくため、関係機関・団体と連携した事業周知を推進し、アウトリーチ※による支援対象者の掘り起こしを図ります。	生活支援課

取組名称	概要	担当部署等
③ 学習支援体制の強化	貧困の連鎖を予防し、子どもの将来の自立を促すため、民間の社会資源を活用するとともに、学校等教育機関との総合連携を強化し、教育と福祉の協力体制を強化します。	生活支援課 学校教育課
④ ケアラーに対する支援	ケアラー※に対して個別の状況を判断しながら必要な支援を提供できるよう、関係課及び関係機関と連携した対応を行います。 また、埼玉県等と協力しながら、社会全体でケアラーを支えるための体制を検討します。	地域福祉課 各関係課
⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】	相談支援に関わる職員には高度な専門性が必要となることから、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 子育て支援課
⑥ 行政職員・専門多職種の資質向上方策の検討	包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員の資質や相談援助技術の向上はもちろんのこと、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。	地域福祉課 生活支援課
⑦ 自殺対策の推進	本庄市自殺対策計画に基づき、自殺対策を推進します。	健康推進課

（４）人にやさしい生活環境の充実

「バリアフリー」とは、人間の意識や社会の制度、あるいは建築や都市環境などあらゆる社会の中で、高齢者や障害者などが自立した生活を送る上での障壁をなくしていくことをいいます。障害の有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向け、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。

また、提供されている情報やサービスをあらゆる属性の人が利用できるよう、アクセシビリティ※の改善を図っていく必要があります。国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和４年５月に施行されたほか、デジタル庁でも「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を発行・更新するなど、誰一人取り残されることのないまちづくりが進められています。

本市においても、「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律」の趣旨や内容を踏まえた上で、必要なバリアフリー化を進めていきます。また、埼玉県思いやり駐車場制度が令和５年11月から施行されたことを踏まえ、制度の普及啓発、協力事業者の募集を進めていきます。

また、地区懇談会においては、高齢者の買い物支援や移動支援を要望する意見が数多く寄せられたほか、歩道の危険性なども数多く指摘されました。移動手段の確保は、高齢化の進む本市において、今後更に重要性が増していくものと予想されることから、日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 公共施設のバリアフリー化	改正バリアフリー法やバリアフリーに関する基本方針に基づき、障害者や高齢者等の利便性及び安全性向上を促進するため、公共施設のバリアフリー化を図ります。学校施設では、大規模改修等に合わせたバリアフリー化を推進します。	各関係課
② 埼玉県思いやり駐車場制度	障害者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人が安心して生活できるよう、専用の駐車区画を定めるとともに、対象者には利用証を交付します。また、市内協力施設の募集など、制度の普及に努めます。	地域福祉課 障害福祉課 各関係課
③ 居住環境の整備	本庄市移動等円滑化促進方針に基づき、誰にとっても移動がしやすいよう、狭あい道路の解消、歩道の整備及びバリアフリー化、案内表示板へのユニバーサルデザインの使用の推進等を図ります。	地域福祉課 道路管理課 道路整備課

取組名称	概要	担当部署等
④ 福祉施策の継続及び啓発事業	自動車運転免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保、路線バスのノンステップ化、駅の多機能トイレの設置推進、点字・声の広報等を発行・配布します。市民及び事業者に対し、啓発のための広報及び研修会を開催し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの周知に努めます。	各関係課
⑤ 居住支援協議会の設置に向けた検討	高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が安定的に入居できるよう、民間の空き家・空き室の活用も含め、居住支援協議会の設置に向けた検討を継続します。	営繕住宅課 地域福祉課
⑥ 高齢者の安定的な住居の確保	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、埼玉県と調整を図るとともに、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、適切な整備がなされるよう促します。 ケアハウスやグループホームについては、一人暮らしの高齢者や認知症の人の利用が想定される中、今後も施設の維持継続を確保していきます。	高齢者福祉課 介護保険課
⑦ 障害者の安定的な住居の確保	障害のある人の共同生活の場として、グループホームの適切な確保と利用を図ります。	障害福祉課
⑧ 市営住宅の整備	住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害のある人、子育て世帯の人々等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の整備を進めるとともに家賃を低廉に抑え、効率的で効果的な管理、運営に努めます。	営繕住宅課
⑨ 障害者の移動支援	各福祉計画に基づき在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助、身体障害者自動車改造費補助等を引き続き実施します。	障害福祉課
⑩ 公共交通の維持・確保	既存の輸送資源を最大限に活用することも視野に、市民・事業者・行政等の地域の関係者が連携及び協働することで安心して利用できる公共交通体系を長期的に維持・確保していきます。	都市計画課
⑪ ボランティアによる移動支援の充実	地域住民や事業者等と連携し、買い物や外出など、高齢者の移動を支援するための取組を進めます。	高齢者福祉課

取組名称	概要	担当部署等
⑫ 市ホームページでの情報提供の充実	市ホームページでの情報提供を充実させることで、利便性の高い情報提供窓口を確保します。ウェブアクセシビリティに配慮し、あらゆる人が見やすく、必要な情報を得やすいよう工夫します。	各関係課
⑬ 市民への情報提供手段の再検討	講演会や健診等の市の事業において、多様な情報を参加者等に提供することで、情報提供機会を拡大するとともに、市民の日常生活の中で自然に福祉関係情報等を取得できるように情報提供手段及びその機会の確保に努めます。	各関係課
⑭ 意思疎通支援の充実	相談窓口にコミュニケーション支援ボード※を設置し、意思疎通しやすい環境づくりに努めます。 また、利用者の要望に応じ、手話通訳者、要約筆記者を派遣するほか、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座等を開催するなど、障害のある人のコミュニケーションの支援に努めます。	障害福祉課
⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	各福祉サービス等の情報を集約したガイドブックをそれぞれ発行し、わかりやすい情報提供に努め、制度を必要とする人が利用しやすい環境を整えます。	生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課

第２節　≪基本戦略２≫
地域におけるつながりの強化

（１）地域人材の確保・育成

地域の課題や市民のニーズに対して取り組むボランティアは、今や地域福祉の担い手として不可欠な存在です。しかし、ボランティア団体調査では、構成員の高齢化や人材不足を課題に挙げる団体が多く、人口減少と少子高齢化が進行する中で、担い手不足の課題は深刻化しています。

令和３年に「本庄市市民協働のまちづくり条例」が制定されました。この条例は、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を担いながら、共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的としており、これに基づいて「本庄市市民協働のまちづくり指針」を定めています。令和５年度からは、ボランティア、NPO法人の活動支援、ネットワークづくりを目的として、「市民活動団体登録制度」を開始しています。

引き続き、市民活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けるため、市民活動団体登録制度を通じて、公益的で自発的な市民活動を行う団体の情報を幅広く周知していきます。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 生涯学習講座受講者等の学びの成果を活かす環境づくり	生涯学習で得られた知識・技能・経験を地域社会に還元できるよう、講座受講者と地域ニーズをコーディネートする機能の構築を図ります。 また、優れた知識や技能を持つ人材が地域社会で指導者として活動できる仕組みの更なる活用を検討します。	生涯学習課
② 地域福祉懇談会等の定期的実施	市民への地域福祉の関心を喚起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施します。	地域福祉課
③ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討	サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。	各関係課

取組名称	概要	担当部署等
④ 市民活動団体登録制度の実施	市民活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けるため、「市民活動団体登録制度」を実施し、公益的で自発的な市民活動を行う団体の情報を幅広く周知していきます。	市民活動推進課

（２）専門職・支援関係者の育成と支援

少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する働き手不足も課題の一つとなっています。事業所アンケートでは、「福祉全般の事業（業務）量やサービス対象者に対して、福祉に係る人員が不足している」、「ケアマネジャーが不足している」、「福祉の仕事に興味を持ってもらえる機会を増やしてほしい」などの意見が寄せられています。このほか、「福祉職というイメージから過剰なサポートを求められるケースがある」など負担の大きさに関する意見もあり、福祉に携わる人が適切に働くことができる支援が求められています。福祉の現場の魅力を高める取組など、国や埼玉県等の動向も踏まえながら、人材確保につながる支援に努めます。

また、地域福祉の重要な担い手の一つである民生委員※は、高齢化に加え、就労するシニア層の増加、専業主婦の減少、地域課題の複雑化に伴う業務負担の増大などが背景にあるとされており、今後、人口が減少する中で、本市においても担い手不足の状況に陥る可能性があります。民生委員・児童委員アンケートでは「情報共有が不十分」、「自治会等との連携ができていない」などの意見が寄せられており、個人や地域団体、市との連携が十分とはいえない状況にあることがうかがえます。地区懇談会でも、「民生委員・児童委員のなり手がいない」という意見が寄せられています。

主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 民生委員・児童委員協議会への支援	民生委員・児童委員協議会への事務支援を引き続き実施するとともに、地域住民に身近な相談役である民生委員※・児童委員※個人の資質の向上のため、事例検討会等の研修の実施を検討します。また、地域での活動の円滑化のため、自治会連合会等の地域の関係団体等との意見交換会等、連携・交流のための場を企画します。	地域福祉課
② 多職種連携のための研修会等の実施	専門職及び支援関係者が一堂に会し、連携のための関係性を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーク等の多職種連携に関する技能の向上を図るための研修会等の実施を検討します。	地域福祉課 生活支援課 高齢者福祉課

取組名称	概要	担当部署等
③ 行政情報の活用支援	市が保有する情報のうち、個人情報に該当しない専門職の活動地域に関する統計情報等を専門職や支援関係者等が活用し、支援対象者等地域の適切な評価ができるよう、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて公開を図っていきます。また、データの活用方法について周知等を行います。	各関係課
④ 個人情報の適切な取扱い	各サービス提供事業者をはじめ、民生委員※・児童委員※、自治会等の支援関係者が支援を行うにあたり、個人情報の適切な取扱いを徹底します。	地域福祉課 各関係課

（３）関係機関・団体等との連携強化

適切な支援を適切な方法で迅速に提供していくためには、連携の手段や方法があらかじめ定められていることが望まれます。また、制度外の支援も含めて、その人の生活全体を支援していくためには、公的な機関や福祉事業者だけでなく、民生委員※・児童委員※、自治会等や民間企業等、福祉に限定されない支援関係者も視野に入れて連携していく必要があります。そして、それらの多様な分野の支援関係者との連携を図るとともに、それぞれの機関・団体が地域のネットワークを構築し、関係性を深め、その活用を図ることができる環境づくりが大切です。

事業所アンケートでは、「連携を強化したいが個人情報の取扱いが不安」などの意見も寄せられているほか、今後連携を強化したい団体等として「市行政の関係課」や「地域のボランティア団体」を挙げる団体が多くなっています。

庁内における情報共有・連携強化はもちろんのこと、複合化した課題を抱える人に対して、必要なサポートを総合的・包括的に提供できるよう関係団体間のネットワークの強化を図ります。コミュニティソーシャルワーク等多職種連携に関する技能の向上を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 効率的で効果的な福祉行政の推進【再掲】	令和5年度より地域福祉課内に新たに設置された福祉政策係を中心として、福祉関係施策の企画立案や総合調整を行うことにより、これまで以上に効率的で効果的な福祉行政を推進します。	地域福祉課
② 連携のための相談支援マニュアルの作成【再掲】	個人の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を基準化する必要があることから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル（仮）」を作成します。	地域福祉課 生活支援課
③ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置【再掲】	いずみ保育所子育て支援センターが育児不安・ひとり親家庭・社会的孤立等の悩みを気軽に相談できる窓口として機能できるよう、関係機関との連携を図ります。 また、市内私立保育園に設置されている子育て支援センターと連携し、子どもやその保護者の交流の場の提供、保護者が抱える不安の解消を図ります。	保育課 子育て支援課

（４）福祉学習の充実

社会情勢の変化に伴い、福祉課題の複雑化・多様化が進んでいます。人々の意識やライフスタイルも大きく変容しており、これまで以上に多様な価値観や文化の共存が求められています。

次世代地域づくり会議では、「外国人が多い」や「異文化を学ぶイベントを開催する」、「社会的弱者の支援などの充実」などの意見が寄せられました。

地域における暮らしやすさを高めていくためには、ハード面での整備だけでは不十分であり、そこに暮らす人が互いに思いやる関係性の構築が不可欠です。すべての人が等しく、それぞれが違うことを認識し、互いに尊重しながら自分らしく生きることができる社会の構築を図るため、福祉学習を推進します。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 福祉教育の充実	児童・生徒向け地域福祉啓発パンフレットの配布などにより、子どもたちへ地域福祉の啓発を行います。 また、小中学校では、道徳や総合的な学習の時間等において、社会福祉協議会や関係団体と連携・協力し、体験や交流などの学習を通して、地域社会の一員としての意識と豊かな心を育成します。	地域福祉課 学校教育課
② 地域福祉講演会等の実施	地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。	地域福祉課
③ 福祉関係講座の充実	生涯学習の場における社会福祉に関する講座の実施のほか、認知症への理解を広め、予防するための福祉関係講座等を継続的に実施します。 また、各講座の実施に当たっては、情報通信技術（ICT）の活用を検討するなど、多くの人が学びやすい環境の整備に努めます。	各関係課

（５）小地域における福祉活動の推進

地域福祉の根幹は市民同士のつながりであり、日頃からすべての市民が助け合える関係性を構築しておく必要があります。

市民アンケートでは、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」と答えた人が全体の47.5%となっており、特に若年層ほど近所付き合いが希薄な傾向にあります。一方で、地域づくりを進めるために有効だと思う方法について「近所などでの声かけや見守り助け合いの活動」を挙げる人が最も多くなっているほか、地域活動に「取り組んでいきたい」と答えた人は全体の52.0%を占めており、近所付き合いや地域活動への関心が高いことがうかがえます。

また、自治会アンケートでは、自治会活動への参加状況として「減少している」が全体の34.9%を占めているほか、自治会運営における課題として「高齢化や参加者の固定化」などが挙げられています。

近所付き合いを基盤としつつ、地域における活動の支援を通じ、市民同士が交流する場の確保や活動団体同士の交流を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 社会福祉協議会の運営と活動支援	社会福祉協議会の運営費や、市の計画に合致する事業活動への補助を行うことで、小地域における住民主体活動のコーディネート機能を強化するとともに、社会福祉協議会の活動を支援します。	地域福祉課
② 小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援	社会福祉協議会を通じて、小地域ごとに住民主体の福祉活動を行うための組織づくりを支援するための体制を整備します。	地域福祉課
③ 地域福祉懇談会等の定期的実施【再掲】	市民への地域福祉の関心を喚起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地位づくり会議」を継続的に実施します。	地域福祉課
④ 地域福祉講演会等の実施【再掲】	地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。	地域福祉課
⑤ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討【再掲】	サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。	各関係課

第３節　≪基本戦略３≫
安心して暮らせる地域づくり

（１）地域における安心の創出

近年､本市においても大雪や浸水等の自然災害による被害が発生しています。このため、災害を防ぐための取組はもちろんのこと、被害を減らす減災、復旧を早めるレジリエンスの考え方を取り入れながら、ハザードマップや防災ガイドブックの配布等、広く市民が災害リスクを理解し、適切な準備や避難行動を取れるよう、正しい知識の周知・啓発を図ります。このほか、高齢者や障害者など、災害時において支援を必要とする人を把握するとともに、避難行動要支援者の個別支援計画を策定し、自治会や民生委員※をはじめとした近隣住民等による支援体制を構築します。

また、安心して日常生活を送るためには、心身や財産等の安全が確保された環境が不可欠です。警察庁「令和４年の犯罪情勢」によると、平成15年以降刑法犯※認知件数は減少傾向が続いていましたが、令和４年は令和３年を上回っている状況です。振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られます。サイバー空間における犯罪も多く、被害の深刻化や手口の悪質化も見られます。すべての市民がトラブルに巻き込まれることのないよう、正しい対応を取るための意識啓発を図っていくことはもちろんのこと、地域による見守りを通じた犯罪の抑止に努める必要があります。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定と周知啓発	現行の災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」といいます。）に改正し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。 また、全体計画の周知啓発を行うことで、避難行動要支援者名簿登録者数の拡大を図るとともに、自治会や民生委員※・児童委員※等の避難支援関係団体にも、避難支援に関する手法等に関する説明を定期的に実施していきます。	地域福祉課

取組名称	概要	担当部署等
② 関係機関・団体との情報共有体制の強化	災害等緊急時における避難支援の迅速性を確保するとともに、災害に伴う支援の有効性・効率性を向上させるため、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報共有に同意された人と名簿共有先の拡大を図ります。	地域福祉課
③ 防災活動への避難行動要支援者の参加促進	避難訓練等の防災活動の実施にあたり、避難行動要支援者が積極的に参加できる体制を整え、災害時に迅速かつ効率的な避難支援等を行う地域づくりを図ります。	危機管理課
④ 災害時の相談支援体制の確立	社会福祉協議会の災害ボランティアセンター及び関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。	危機管理課 市民活動推進課
⑤ 福祉避難所の設置	福祉事業所と協定を締結し、災害発生時に必要に応じて福祉避難所を開設します。受け入れ対象者について、事前に事業所と情報共有を行います。	地域福祉課 危機管理課
⑥ ハザードマップ等の活用支援	避難行動要支援者等との交流等、平常時からの支えあいの意識を醸成するとともに、支援関係者同士で情報共有を進めていくため、ハザードマップ等の地域情報を地域で共有・活用することを支援します。	危機管理課
⑦ 防犯施策の推進	防犯ボランティア団体の組織化を更に進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の充実を図ります。 また、高齢者を狙った電話による特殊詐欺を防止するため、自動通話録音装置の貸出しを行います。	危機管理課

（２）権利擁護の推進

高齢化の進展に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加傾向が続いています。障害や認知症等により、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人も増えており、日常生活自立支援事業※や成年後見制度など、判断能力が十分でない人の権利を守るための制度の重要性が高まっています。国は、平成28年５月に「成年後見制度利用促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。

市民アンケートでは、成年後見制度を「知らない」人が全体の38.5%、日常生活自立支援事業を「知らない」人が全体の65.3%を占めています。これらの制度や事業の周知を図るとともに、必要とする人の適切な利用につなげていく必要があります。

また、本市では、令和３年から社会福祉協議会に委託して「本庄市成年後見サポートセンター」を設置しており、市民の権利擁護に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続等の支援を行っています。成年後見サポートセンターを中心として、すべての人が最後まで住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めていきます。

また、すべての市民があらゆる虐待を受けることのないよう、広く市民に向けて虐待に関する周知・啓発を行うほか、虐待が疑われるケースの早期発見・早期介入に努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心とした相談体制の充実、受任者調整の支援、権利擁護人材の育成や活動の促進、後見人支援等の機能を整備します。 また、判断能力が不十分となった本人や親族による成年後見制度開始の申立ができない場合に、市長申立による成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用支援を行います。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課

取組名称	概要	担当部署等
② 市民後見人等権利擁護人材の育成と支援	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成講座、NPO法人等法人後見従事者向け講座等を実施します。また、講座修了者等が資質向上を図り、受任を目指すことができるよう、継続的な支援を実施します。	地域福祉課
③ 権利擁護相談体制の充実	判断能力の低下した高齢者や障害者の権利や財産を保護するため、地域包括支援センター※や障害者相談支援事業所、各団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	生活支援課 障害福祉課
④ 権利擁護事業に関する周知啓発	虐待や成年後見制度について、市民をはじめ、関係する福祉関係事業所、民間事業者等の権利擁護が必要な人を取り巻く人を対象とする講演会・研修会を実施するとともに、パンフレット等を作成し、周知啓発を図ります。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 市民活動推進課
⑤ 虐待の防止と早期対応	子どもや高齢者、障害者などに対する虐待について、関係機関と連携し、早期発見、早期対応を行います。 また、虐待の一因となる負担感や孤立感を緩和し、虐待防止を図ります。	子育て支援課 生活支援課 障害福祉課

（３）更生保護の推進

刑法犯※認知件数は平成15年以降全国的に減少傾向が続いてきましたが、令和４年は再び増加に転じました。刑法犯により検挙された者の再犯者率は、50%弱となっており、犯罪を繰り返すケースが少なくない状況です。こうしたことから、犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっています。犯歴のある人は、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、立ち直りに向けた息の長い支援が必要です。

本市には、法務大臣が定める保護司の活動区域である保護区として、本庄地区（合併前の旧本庄市と上里町）と児玉地区（合併前の旧児玉町と美里町、神川町）の２地区があり、各地区で保護司会が更生保護活動を行っています。福祉と司法が連携することで、再犯につながる「生きづらさ」を解消するとともに、刑余者※の立ち直りを社会的にも支えていく地域づくりを進めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 更生保護団体への支援	市内での保護観察活動を円滑に実施できる環境づくりのために、埼玉県下の更生保護事業を統括する「さいたま保護観察所」との連携の下、本庄地区及び児玉地区保護司会への事務支援を行うとともに、他の更生保護団体との連携を強化します。	地域福祉課
② 更生保護サポートセンターの運営支援	市内の更生保護活動の拠点とするため、本庄地区及び児玉地区保護司会がそれぞれ運営する、更生保護サポートセンターの運営を支援します。	地域福祉課
③ 社会を明るくする運動への支援	罪を犯した人の立ち直りを支える地域社会を構築するため、社会を明るくする運動本庄市推進委員会への事務支援を強化し、地域住民を対象とした啓発活動を強化します。	地域福祉課
④ 刑余者への就労支援の充実	保護観察対象者の適切な就労のため、保護司会等と連携を強化し、支援を要する刑余者を生活困窮者自立支援事業等の必要な支援につなぎます。	地域福祉課 生活支援課

第５章　第３期本庄市地域福祉活動計画

第１節　はじめに

（１）地域福祉活動計画と社会福祉協議会

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者､社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

社会福祉協議会は､社会福祉法第109条の規定に基づき都道府県や市区町村ごとに設置される民間組織（社会福祉法人）で、それぞれの地域において、地域住民、民生委員※・児童委員※、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力の下、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる｢福祉のまちづくり｣の実現を目指し、様々な活動を行っています。

社会福祉協議会では、自主事業として行う各種福祉事業や、共同募金を地域のために活用して行う共同募金配分金事業などのほか、本庄市や埼玉県からの委託事業等を行っています。民間の社会福祉法人として、民間サービス（インフォーマルサービス）と公的サービス（フォーマルサービス）の、それぞれの特性を活かした事業展開が求められています。

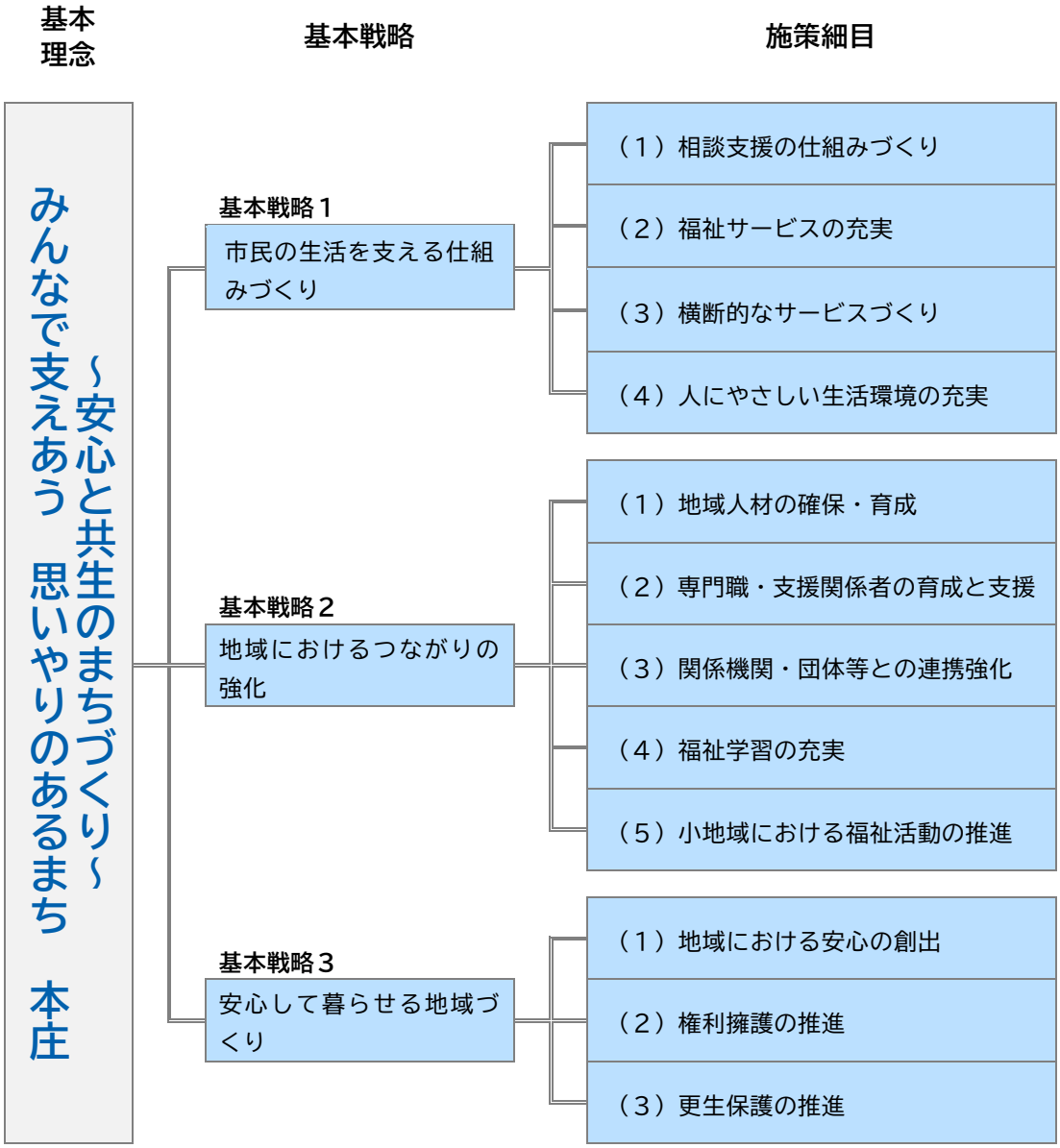
本庄市社会福祉協議会（以下「本庄市社協」といいます。）では、地域福祉活動計画を、本庄市が策定する本庄市地域福祉計画と一体的に策定し、更なる連携を図っています（第２期計画より）。

（２）第３期本庄市地域福祉活動計画の基本理念と施策体系

第３期本庄市地域福祉活動計画の基本理念や施策体系は、第３期本庄市地域福祉計画と共通のものとします。

地域福祉活動計画では、地域で暮らす市民や各種地域団体及び各種法人、福祉関係機関、本庄市社協等の取組に関して、施策細目ごとに、取組の状況や今後の展望等についてまとめます。本庄市の市民主体・市民参加の取組の方向性について示し、地域福祉を推進するための道標として活用することを目的として策定するものです。

図表　第３期本庄市地域福祉活動計画の施策体系



（３）計画の期間

本庄市地域福祉活動計画は、その計画期間を令和６年度から令和10年度までの５年間とします。本庄市地域福祉計画と同様に、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第２節　≪基本戦略１≫
市民の生活を支える仕組みづくり

（１）相談支援の仕組みづくり

① これまでの取組

本庄市には、市役所で開設されている福祉総合相談窓口や各専門相談窓口のほかに、市内４圏域の地域包括支援センター※が行う高齢者総合相談窓口など、様々な相談窓口が設置されています。

近年、市民が抱える生活課題には、高齢・障害・児童等の枠組みを超えた、「制度の狭間」とされる複合的な課題や複雑化した課題等が増加しており、中には「どこに相談したらよいかわからない」や、「こんなことを相談してよいのだろうか」などの不安や疑問を持つ人も多く見受けられます。

現在、本庄市社協では、市から心配ごと相談事業や生活困窮者自立相談支援事業、成年後見サポートセンター事業等を受託して、市民からの相談に対応しています。相談対応にあたっては、各担当職員のほか、民生委員※・児童委員※や市民後見人養成講座修了者等が相談員として活動しています。中でも、「心配ごと相談」は市民の身近な相談窓口として、定期的に開設されています（第１・第２・第４月曜日）。

また、市民への福祉情報発信のための手段として、社協だより（年４回定期発行）やホームページ、SNS等を活用しているほか、市内公共施設や医療機関、商店等の協力を得て「ふくしPRコーナー」を設置しています。より多くの市民に必要な情報を届けるためには、福祉・介護・医療・その他民間企業等や市民の協力が必要です。

さらに、地域において不安や悩みを抱えて孤立する人をなくす上では、クチコミ等を含めた市民による情報発信力・伝達力が有効な場合もあります。支援を必要とする人が適切な支援につながるための方策、地域交流が希薄になりがちな状況を打開するための方策として、住民主体による支え合いの推進及び専門機関による支援等が地域で求められています。

② 今後の取組

市民や地域の関係機関・団体等との連携・協働により、悩みごとを抱えた人が地域で孤立することがないよう、引き続き相談者の不安や悩みに寄り添った相談対応や情報発信に取り組みます。

また、地域における情報発信力・伝達力強化を目指し、住民主体の取組を支援するためのコミュニティソーシャルワークの実践及び技術の向上に努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 各種相談窓口の設置	市民からの相談に対応するため、成年後見制度等の分野別相談や心配ごと相談等の各種相談窓口を開設し、専門家や市民等の協力を得ながら運営にあたります。	本庄市社協 本庄市
② 相談窓口の周知及び多チャンネル化の検討	市広報紙及び様々な媒体等を通じて、窓口の周知に努めます。また、相談が難しい人に対し、相談者の特性に応じてアウトリーチ※の強化等を図ります。	本庄市社協 本庄市
③ 相談員等の確保及び担当職員の資質向上	相談に対応するため、相談員等の確保に努めるとともに、相談員及び担当職員等の資質向上のための研修等を実施します。	本庄市社協 本庄市
④ ふくしPRコーナーの設置	福祉情報を発信するため、市内公共施設・民間事業所等の協力によりPRコーナーを設置します。	本庄市社協
⑤ コミュニティソーシャルワークの推進	地域における住民主体の取組を支援するため、社協及び関係機関職員がコミュニティソーシャルワークの実践を通じて、ソーシャルワーク技術の向上を図るとともに、専門職の適正な配置に努めます。	本庄市社協 本庄市

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
自立相談支援事業新規相談件数	454件	460件
ふくしPRコーナー設置数	37箇所	45箇所

（２）福祉サービスの充実

① これまでの取組

地域では、主に公的機関が提供する「行政サービス」や、主に民間事業所等が提供する「民間サービス」として、多様な福祉サービスが提供されています。サービスの種類は、法律に基づき全国一律に提供されているものから、地域独自で提供されているものまで様々です。また、福祉サービスの充実のためには、サービス提供主体が地域の状況に合わせて必要なサービスを提供することとともに、必要な地域人材の確保等、中・長期的な事業運営が求められます。併せて、公的機関・民間機関ともに「地域のニーズ」を的確に捉えることが必要です。

本庄市社協では、地域の支え合いを推進するため、地域住民の参加・協力の下、自主事業として「ほんじょう助け合いサービス（在宅福祉有償家事援助事業）」や、市からの委託事業として「ファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ」といいます。）」等を実施しています。いずれも支援する人・支援される人双方が会員として制度に登録することで利用できる事業で、会員同士の支え合い活動として、家事援助（ゴミ出し・買い物等）や子育て支援（一時預かり・付き添い等）に取り組んでいます。

地域の支え合い推進のために重要な視点として、自立支援（自分でできることは自分で行い、必要なサービスを必要な量だけ利用する）と双方向性（必要なサービスを利用しつつ、支援者としての役割も担う）が挙げられます。ファミサポでは、子育ての援助を受けながら、可能な時間には援助する側にもなれる「両方会員」として活動している人もいます。

また、地域で福祉サービスを充実させるためには、財源の確保が必要です。本庄市社協では、民間の福祉活動を活性化させるための財源確保を目的として、社協会員（普通会員・特別会員・法人会員）会費及び寄附金募集等を行っています。また、本庄市社協は埼玉県共同募金会本庄市支会の事務局を兼ねており、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動等に取り組んでいます。こうした取組を通じて、地域に寄附文化を醸成するとともに、興味や関心はあっても地域福祉活動に参加する時間や機会のない人等に対して、間接的に地域福祉に参画してもらえる機会を提供することが重要です。

② 今後の取組

市民が、困った時にサービスを利用する受援者（利用者）としての立場だけではなく、得意なことを地域のために役立てる支援者（ボランティア）としての立場となれる場・仕組みを提供していきます。

また、本庄市社協では、福祉サービスの充実を目的とした、社協会員（会費）募集や各種募金活動等の、民間の福祉活動財源確保のための取組を通じて、地域住民が福祉への理解を深めてもらえるように努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① ほんじょう助け合いサービス	市民が協力会員・利用会員として登録し、有償で家事等の援助を行います。会員の募集やマッチング等を行います。	本庄市社協
② ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援が必要な人と支援できる人が会員登録して、子どもの一時預かり等を行います（本庄市委託事業）。	本庄市社協 本庄市
③ 生活支援体制整備事業における支援の検討	市内に配置された生活支援コーディネーターが運営する協議体の取組等を通じて、地域に不足する資源の開発等に努めます。	本庄市社協 本庄市
④ 社協会員（会費）募集	市民の地域福祉への参加の促進及び、福祉への理解を深めてもらうため、会員制度の下、会費を受け付けます。会費は地域福祉財源として活用します。	本庄市社協
⑤ 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動	都道府県を単位に行われる募金活動等です。寄せられた募金は、子どもたち、高齢者、障害者などを支援する様々な福祉活動や、災害時支援等に役立てられます。	共同募金会 （本庄市社協）

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
ほんじょう助け合いサービス会員数 （利用・協力会員計）	107人	125人
ファミリー・サポート・センター会員数 （依頼・援助・両方会員計）	166人	175人
社協会員数 （普通会員・特別会員・法人会員計）	6,383件	6,400件
赤い羽根共同募金街頭募金 協力団体数	5団体	7団体

（３）横断的なサービスづくり

① これまでの取組

時代が平成から令和に移り変わり、少子高齢化が進展する中で、生活困窮者自立支援制度等の公的福祉サービスが充実する一方で、地域では「8050問題」などのいわゆる「制度の狭間」とされる諸問題を抱える人が増加しているといわれています。制度があっても、様々な要因により、制度につながらない人がいることも事実です。

埼玉県では、県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施し、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するための社会貢献活動として、「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施しています。本庄市では、本庄市社協のほか市内５法人が参加・登録して、利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合には経済的援助（現物給付）、相談者の希望や状況に合わせて就労訓練や社会参加のきっかけづくりの場を提供する就労支援事業等を行い、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

また、本庄市社協では、独自の取組として「フードバンク」や「フードパントリー」事業を実施しており、地域の皆様や団体・法人等から寄附された食料や日用品を利用して、経済的事情により食料等の確保が難しい人への支援活動に取り組んでいます。また、市内には同様の活動を行っている団体も複数あり、状況に応じて連携しながら対応しています。なお、これらの活動は「子どもの貧困」対策や外国人支援施策として位置づけられるとともに、コロナ禍以降の経済情勢下においても継続的に取り組むことが求められています。

そのほか、本庄市社協では、結婚を望む人への支援として、埼玉県等が運営する「SAITAMA出会いサポートセンター」が開設する県内３箇所の窓口の一つとして「本庄センター」を運営し、AIを活用した公的な婚活サービスを提供しています。本庄センターでは、結婚を希望する独身者を対象とした出会いの機会づくりやセミナー・イベントの開催等、出会いから結婚までの支援を行っています

② 今後の取組

今後の取組として、市内社会福祉法人や支援団体等が連携して独自の取組を考えるための組織づくりとともに、市内の支援団体が連携していくための仕組みづくりが必要です。本庄市社協では、支援団体等をつなぐ役割を果たせるよう組織体制の整備に努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 彩の国あんしんセーフティネット事業	埼玉県内の社会福祉法人が連携して、生活困窮者を支援するため、状況に応じて経済的援助や就労訓練等を行います。	本庄市社協 社会福祉法人
② フードバンク事業	助け合いの観点から個人・法人等より寄贈を受けた食品等を、必要とする団体や困窮世帯等に無償で提供し、個別に支援を行います。	本庄市社協 地域団体
③ フードパントリー事業	フードバンク事業等で集まった食品等を活用して、生活困窮世帯等を対象に呼びかけを行い、食料や日用品等を提供します。	本庄市社協 地域団体
④ 支援団体等の相互連携の強化	市内の関係団体等が、相互交流及び連携強化を図ることができるよう、協議する場等の設置について検討します。	本庄市社協 地域団体
⑤ SAITAMA出会いサポートセンター本庄の運営	結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する、埼玉県独自の結婚支援センターです。本庄市社協では、県内3箇所の窓口の一つとして「本庄センター」を運営します。	本庄市社協 本庄市 埼玉県

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
彩の国あんしんセーフティネット事業 新規利用件数	9件	12件
彩の国あんしんセーフティネット事業 参加法人数 （本庄市社協除く）	5法人	7法人
社協によるフードバンク支援件数	238件	240件
SAITAMA出会いサポートセンター 本庄登録者数	282人	310人

（４）人にやさしい生活環境の充実

① これまでの取組

これまでのまちづくりは、多数を占める属性に合わせて進められており、障害等のある人にとっては、生活のしにくさを感じる場面が数多くあり、「バリア（障壁）」となっています。これを社会全体の問題として捉え、バリアを取り除くことは社会の責務であるとする「社会モデル」の考え方は、福祉のまちづくりにおいても重要です。

バリアは、移動面等で困難をもたらす物理的なものに限らず、社会のルール・制度等によって能力以前の段階で機会均等を奪われる、必要な情報が平等に得られないなどがあります。また、周囲からの心無い言葉や差別、無関心など、障害のある人を受け入れない意識上のバリアもあります。様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支えあうこと（＝心のバリアをなくす「心のバリアフリー」の実践）が大切です。

本庄市においても、障害の有無や年齢、性別等に関わらず、誰もが楽しめる機会の創出のため、様々な団体等が取組を進めています。中でも「ふれ愛祭」は、毎年開催されている福祉の一大イベントで、実行委員会（及び運営委員会）形式で運営されています。市内等の福祉団体や福祉施設、ボランティア団体等が物品の展示や販売等を行っています。コロナ禍で、一時は開催が困難な状況となりましたが、関係者の努力により再開することができました。

本庄市社協では、毎年「障がい者作品展」を開催して、障害者施設等の利用者が制作した絵画や陶芸品、手芸品等の展示を行っています。障害のある人々の社会参加の機会として、また日々の取組の成果発表の場として、多数の作品が出展されています。

そのほか、児玉郡市手話通訳者派遣事業を受託するほか、歩行に困難を抱える人の外出を支援するため、車いすや車いすに対応した福祉車両の貸出し等を行っています。

② 今後の取組

市民や専門職等の障害に対する理解の促進のため、心のバリアフリー教育を推進し、ユニバーサルデザインの普及促進等に努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 心のバリアフリー教育の推進	市民が障害等について学ぶ機会を提供するため「ふくしフェスタ」を開催し、心のバリアフリー教育を推進します。	本庄市社協
② 社協だより等のユニバーサルデザイン対応	パンフレットやホームページ等において、UDフォントを使用するほか、多言語化を推進するなど、ユニバーサルデザインの普及を図ります。	本庄市社協
③ 障害に対する理解の促進と意思疎通支援の推進	ボランティア団体等が、点字教室や手話講習会等を開催し、市民の障害に対する理解促進に努めています。 また、本庄市社協では児玉郡市手話通訳者派遣事業を受託して、利用者の要望に応じて手話通訳者を派遣しています。	本庄市社協 本庄市 地域団体
④ 福祉教育推進事業	学校や地域において、福祉教育ボランティア等が出前講座を実施します。講話・体験学習・実践学習等を行い、参加者が福祉についての理解を深めます。また、関係者が集い、定期的にプログラムの見直しに取り組みます。	本庄市社協 学校
⑤ ふれ愛祭・障がい者作品展等の開催	障害者の社会参加を促進するため、障害の有無や年齢、性別等に関わらず、あらゆる人が楽しめる機会を創出し、相互理解及び交流を図ります。	本庄市社協 地域団体
⑥ 車いす・福祉車両の貸出し	歩行に困難を抱える人が外出しやすいよう、車いすや車いすに対応した福祉車両の貸出しを行います。	本庄市社協

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
ふくしフェスタ参加者数	24人	40人
手話通訳者派遣件数（児玉郡市）	850件	850件
福祉教育出前講座実施回数	27回	30回
車いす・福祉車両貸出件数	106件／147件	110件／150件

第３節　≪基本戦略２≫
地域におけるつながりの強化

（１）地域人材の確保・育成

① これまでの取組

地域では、大勢の個人や団体等が、ボランティアや市民活動等の地域活動に取り組んでいます。市内では令和４年度末現在、202名の個人と69の団体が、本庄市社協に併設される「本庄市ボランティアセンター」（以下「ボランティアセンター」といいます。）に登録して活動しています。その内容は多岐にわたり、近年では障害者支援や困窮者支援等に専門的に取り組む団体や、趣味や特技を活かした活動に取り組む団体も増えてきています。以前と比べて、自分の興味があることや、身近で手軽に地域活動に取り組むための環境が整ってきています。また、ボランティアの重要性は、災害時の支援活動等においてもますます高まっており、地域人材としてのボランティアの確保・育成は、様々な側面から欠かせないものとなっています。

市民アンケートによると、地域活動に「参加したことがない人」は約４割で、６割近くの人が何かしらの地域活動に取り組んでいると回答しています。一方で、地域活動に「参加したいが、参加することができない人」が約15%おり、関心があっても一定数の人が地域活動に参加できていない状況がうかがえます。

令和５年度には、ボランティアセンターが取り組んでいる「夏のボランティア体験プログラム事業」で、市内ボランティア団体に企画協力を依頼し、13団体の協力を得ています。

また、団体アンケートでは、市内で活動するボランティア団体の多くが、メンバーの高齢化や人材の育成等に課題を感じていることがわかりました。

ボランティアセンターでは、本庄市ボランティアグループ連絡会の組織化及び運営支援を行っています。連絡会では、参加団体が交代で定例会の企画・運営や研修会、交流会等を実施して団体相互の情報共有や連携強化に努めています。

② 今後の取組

より多くの人が、地域活動にもっと手軽に取り組めるよう環境整備を進める必要があり、ボランティアセンターとして、既に活動している人とともに、地域活動の魅力について発信していきます。

また、今後様々な場面でボランティア団体と協働する機会を設けていきます。

本庄市社協では、地域人材の確保・育成のため、「ボランティア養成講座」等の実施にあたり、地域住民の意見等を把握しながら、より一層魅力のある講座の開催に努め、地域人材の確保・育成を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① ボランティアセンターの運営	ボランティアセンター（本庄市社協内）では、ボランティアの登録・相談・調整等を行い、市民のボランティアニーズに対応してコーディネートを行っています。	本庄市社協
② 各種ボランティア・生活支援サポーター養成講座等の開催	地域人材を確保・育成するため、各種ボランティア養成講座や生活支援サポーター養成講座（市委託事業）等を実施する。	本庄市社協 本庄市
③ 本庄市ボランティアグループ連絡会	参加団体相互の情報交換や協力体制の確立等を目的として、定例会や研修会等を開催します。	地域団体
④ ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険	安心してボランティア活動に取り組めるよう、活動中の様々な事故による怪我や賠償責任を補償する保険制度の適正な運用を図ります。	本庄市社協

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
個人ボランティア数 （生活支援サポーター含む）	202人	240人
ボランティア団体数	69団体	75団体
ボランティア相談件数（マッチング率）	69件 （70.9%）	80件 （85.0%）
本庄市ボランティアグループ連絡会 登録団体数	15団体	18団体
ボランティア活動保険加入者数	970人	1,000人

（２）専門職・支援関係者の育成と支援

① これまでの取組

地域住民の暮らしを支えるため、様々な専門職が地域で活動しています。高齢者の在宅介護等を支援する専門職として、ケアマネジャー（介護支援専門員）が要介護者・要支援者や、その家族からの相談に応じ、ケアプランの作成や市町村その他のサービス事業所との連絡調整等を行っています。また、市内４圏域の各地域包括支援センター※には主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）が配置されており、保健・医療・福祉サービスを提供する者の連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言や指導を行う専門職として活動しています。各地域包括支援センターには、他にも社会福祉士や保健師等が配置され、高齢者やその家族からの相談等に応じています。

本市では、市からの委託を受けて、本庄市社協を含めた４つの社会福祉法人が、それぞれ圏域ごとに地域包括支援センターを設置・運営しています（令和５年度現在）。

地域福祉を推進するため、住民の生活状況を必要に応じて把握し、住民が自ら課題を解決するための様々な援助を行う役割を担っているのが民生委員※・児童委員※です。市内には、165名の民生委員・児童委員と14名の主任児童委員が配置されています。また、民生委員・児童委員協議会（以下「民児協」といいます。）が７地区で組織されており、定例会での情報交換、研修等を実施しています。

本庄市社協では、事業等の実施にあたり、地域のケアマネジャーや各地域包括支援センターと協力して、特に高齢者向けの事業等の周知を行っています。「ほんじょう助け合いサービス」では、ケアマネジャーの紹介により、介護保険制度を利用していない人や、制度ではカバーできない部分のサービスを希望する人のニーズに対応しており、本庄市社協と専門職・機関との相互連携が重要になっています。また、各地区民児協の定例会では、本庄市社協職員も出席して情報交換や「高齢者世帯等安否確認事業」等で協働し、連携強化に努めています。

② 今後の取組

引き続き地域の専門職・支援関係者と連携しながら、高齢者等に対し、サービスに関する情報の提供、見守り等を行います。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① ケアマネ会議・介護支援専門員連絡会の定期的な開催	地域包括支援センター・介護支援専門員連絡会において、ケアマネジャーを対象とする定期的な会議や研修、情報交換の場等を引き続き設けます。	本庄市 関係機関
② 高齢者の便利ガイド等の活用	介護支援専門員等、地域で高齢者を支える専門職への情報発信を行います。	本庄市社協 本庄市
③ 地域の高齢者等への福祉情報の発信	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター※等と協力しながら、在宅の高齢者への情報発信を行います。	本庄市社協 関係機関
④ 高齢者世帯等安否確認事業	民生委員※・児童委員※と本庄市社協が協働して、在宅単身高齢者等に対する定期訪問活動を行います。	本庄市社協 民児協

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
民児協定例会参加回数（7地区）	79回	79回
高齢者世帯等安否確認事業利用世帯数	976世帯	980世帯

（３）関係機関・団体等との連携強化

① これまでの取組

本庄市では、地域における個別課題や、そこから導き出される地域課題等について、定期的に検討・協議する場として、介護保険法に基づき各地域包括支援センター※が主催する「地域ケア会議」や、生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援機関が主催する「支援調整会議」等が設けられています。これらは、いずれも法に基づき行政機関（及び業務の受託機関）が主催していますが、地域で活動する各分野の専門職が参加して、支援について協議する場となっています。様々な分野の専門職が、異なる視点から建設的に意見交換を行い、よりよい支援について検討するとともに、相互理解の促進や連携強化につながっています。

地域の社会福祉法人同士が連携する取組として、「彩の国あんしんセーフティネット事業」があります。この事業は県内全域で実施され、令和５年度現在、本庄市内から５つの社会福祉法人と本庄市社協が参加していますが、法人の参加は任意となっており、各法人が抱える事情によって参加が難しいことも考えられます。

一方で、社会福祉法には、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」についての規定があり、各社会福祉法人には、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性や創意工夫により、多様な「地域貢献活動」に取り組むことが求められています。

② 今後の取組

本庄市社協では、高齢・障害・児童等の分野を越えて、市内の社会福祉法人の相互連携強化を図るとともに、本庄市独自の地域貢献活動等について検討・協議する場として、「社会福祉法人連絡会（仮称）」の立ち上げについて検討していきます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 地域ケア会議・支援調整会議への参加	地域の専門職や地域住民等が参加して、個別課題の検討や地域に共通した課題の明確化等を行い、暮らしやすい環境づくりを目指します。	本庄市社協 本庄市 関係機関
② 彩の国あんしんセーフティネット事業【再掲】	埼玉県内の社会福祉法人が連携して、生活困窮者を支援するため、状況に応じて経済的援助や就労訓練等を行います。	本庄市社協 社会福祉法人
③ 社会福祉法人連絡会（仮称）の開催に向けた検討	市内社会福祉法人の相互連携強化を図り、独自の地域貢献活動等について協議する場として、社会福祉法人連絡会（箇所）の開催に取り組みます。	本庄市社協 社会福祉法人

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
社会福祉法人連絡会（仮称）の開催	未開催	開催
彩の国あんしんセーフティネット事業 参加法人数（本庄市社協除く）【再掲】	5法人	7法人

（４）福祉学習の充実

① これまでの取組

地域の幅広い世代の人が「福祉」について学習できる機会を提供するため、本庄市社協では「福祉教育推進事業」に取り組んでいます。福祉教育ボランティア等の皆様が出前講座等を行い、参加者は福祉についての講話を聞いたり、車いす等のツールを使った体験学習を行ったりするほか、地域で実践していくための方法について学び、自ら考えて行動できるようになることを目的としています。令和４年度は、市内の小・中学校11校で、合計22回の出前授業を行ったほか、学校以外では５回の出前講座を実施しました。令和５年度現在、16名のボランティアが登録・活動しています。本庄市社協では、講座内容の見直しやボランティアの育成等に継続的に取り組んでいきます。

そのほか、ボランティアセンターでは子どもから社会人まで幅広い世代を対象に、「夏のボランティア体験プログラム」を実施しています。これは、県内全域で取り組まれている事業で、市町村社協ごとに、様々なプログラムが展開されています。ボランティアセンターでは、小・中学生を対象とした「ボランティアスクール」や、施設でボランティア体験を行う「施設ボランティア」、手軽にボランティア活動ができる「おうちでボランティア」等の企画を実施しています。令和４年度は、市内23施設、総数84名の参加がありました。

また、令和５年度は市内ボランティア団体の皆様が独自に企画したメニューを取り入れ、内容の拡充に取り組みました。

② 今後の取組

市民や他機関・他団体の皆様と協働して、引き続きプログラムの充実を図ります。

図表　主な取組

主な取組	概要	活動主体
① 福祉教育推進事業【再掲】	学校や地域において、福祉教育ボランティア等が出前講座を実施します。講話・体験学習・実践学習等を行い、参加者が福祉についての理解を深めます。また、関係者による協議により、定期的なプログラムの見直しに取り組みます。	本庄市社協 学校
② 夏のボランティア体験プログラム	学校の夏休み期間を中心に、幅広い世代を対象にボランティア体験等のメニューを実施します。	本庄市社協

図表　成果指標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
福祉教育出前講座等実施回数【再掲】	27回	30回
福祉教育ボランティア数	16人	20人
夏のボランティア体験プログラム参加者数	84人	100人

（５）小地域における福祉活動の推進

① これまでの取組

地域では、様々な団体が福祉活動に取り組んでいます。自治会連合会では、独自の取組として、一人暮らし高齢者や老老介護世帯等の気になる世帯に対して、日々の暮らしの中でゆるやかな見守りやちょっとした声かけを行う「活動者」の配置を推進しており、多くの自治会で取組が行われています。民生委員・児童委員協議会では、日頃の見守り活動を行いながら、本庄市社協と協働して「高齢者世帯等安否確認事業」等を実施しています。また、市内各所で活動しているふれあいいきいきサロンや子ども食堂等では、ボランティアが運営にあたり、地域の高齢者・障害者・若者・児童・親子連れなどが、それぞれ楽しみながら、居場所づくりや健康づくり、市民同士の交流活動等に取り組んでいます。

市内２自治会では、高齢者のゴミ出しや家の片付け等のちょっとした困りごとを、住民相互の支え合いで解決するための仕組みづくりに取り組んでいます。小島南自治会ではゴミ出し１回100円、その他の支援活動も低額料金で提供され、牧西自治会でも同様の活動に取り組んでおり、「住民主体の支え合い活動」が成果を上げています。

また、コロナ禍でも密を避けながら集まれる場として、ラジオ体操の取組が始まりました。ラジオ体操は健康増進効果とともに、参加者相互の見守り効果も期待できます。ふれあいいきいきサロン等に続く新たな取組として、地域で徐々に広がりを見せています。

しかし、コロナ禍においては、第２期本庄市地域福祉活動計画で推進することとしていた、サロン活動や小地域で住民主体の支え合い活動を推進するための組織づくり等については、全体的に難しい状況が続きました。

② 今後の取組

市と本庄市社協では、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会等の皆様とともに小地域における福祉活動の推進に取り組み、住民主体の支え合い活動の推進に努めます。また、活動を支える専門職等の人材確保・育成を図りつつ、アフターコロナにおける、より一層の地域活動の活性化を目指します。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 高齢者世帯等安否確認事業【再掲】	民生委員※・児童委員※と本庄市社協が協働して、在宅単身高齢者等に対する定期訪問活動を行います。	本庄市社協 民児協
② ふれあいいきいきサロン等の設置推進	地域で生活する高齢者や障害者等の地域住民が集まり、身近な地域を拠点に活動するふれあいいきいきサロン等を支援します。	本庄市社協
③ ラジオ体操普及促進事業	老若男女を問わず誰でも気軽に参加できる地域交流の場として、定期的にラジオ体操を行う場づくりを支援します。	本庄市社協
④ 地域別小地域福祉活動の推進	小学校区等の小地域ごとに、地域活動を推進するための組織づくりに取り組みます。	本庄市社協 本庄市
⑤ 住民主体の支え合い活動の推進	地域住民のちょっとした困りごとを解決するため、住民主体により自治会等の小地域で展開される住民相互の支え合い活動を支援し、立ち上げに係る助言等を行います。	本庄市社協 本庄市
⑥ コミュニティソーシャルワークの推進【再掲】	地域における住民主体の取組を支援するため、社協及び関係機関職員がコミュニティソーシャルワークの実践を通じて、ソーシャルワーク技術の向上を図るとともに、専門職の適正な配置に努めます。	本庄市社協 本庄市

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
高齢者世帯等安否確認事業利用世帯数【再掲】	976世帯	980世帯
サロン登録数	70箇所	75箇所
ラジオ体操登録数	0箇所	10箇所
住民主体の支え合い団体数	2団体	4団体

第４節　≪基本戦略３≫
安心して暮らせる地域づくり

（１）地域における安心の創出

① これまでの取組

近年、国内各地で大規模災害が頻発しています。本庄市はこれまで比較的災害が少ない地域と言われてきましたが、令和４年には雹害により多くの住宅や設備、農作物等が甚大な被害に見舞われました。

大規模災害への備えとして、本庄市においても「地域防災計画」が策定され、行政や関係機関には様々な準備をすることが求められています。本庄市社協では、大規模災害発生時に、市や関係機関・団体、ボランティアと「災害ボランティアセンター」を設置運営することとしています。そのため、研修受講や訓練等を繰り返すとともに、被災された他地域の災害ボランティアセンターへの職員派遣や、災害ボランティアの養成等に取り組んでいます。

また、本庄市社協では日本赤十字社本庄市地区の事務局を担い、日頃から日本赤十字社埼玉県支部との連絡調整や、本庄市赤十字奉仕団の育成支援等に取り組んでいます。市民から寄せられる日本赤十字社会費は、赤十字による火災やその他の災害支援活動のための財源として活用され、国内外で大規模災害が発生した際は、赤十字等のネットワークを活かして、災害義援金・救援金の募集活動を行い、迅速な被災者支援に努めています。

地域における防犯活動としては、防犯ボランティア団体等による防犯パトロールや、シニアクラブ連合会（老人クラブ連合会）ほかの地域団体による、児童登下校時の見守り等が、地域で活発に行われています。災害や防犯分野においても、地域住民が果たす役割は大きくなっています。

② 今後の取組

引き続き災害ボランティア登録者数の増加に向けて取り組むととともに、災害ボランティアセンターの運営訓練を定期的に実施します。

また、防犯ボランティア登録団体数の増加に向けて周知・啓発等に努めます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 災害ボランティアセンター運営訓練の実施	大規模災害時の住民相互援助活動を支援するため、市・社協が協議して設置する「災害ボランティアセンター」の運営を円滑に行うことができるよう、定期的に訓練を実施します。	本庄市社協
② 災害ボランティアの養成	大規模災害時の住民相互援助活動や、災害ボランティアセンターの運営等を担う地域人材を育成するため、災害ボランティアの養成を行います。	本庄市社協
③ 災害時の相談支援体制の確立	市や関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。	本庄市社協 本庄市

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
災害ボランティア(個人)数	23人	35人
災害ボランティア(法人)数	12団体	18団体

（２）権利擁護の推進

① これまでの取組

少子高齢化が進展する中、判断能力が不十分な高齢者や知的障害者・精神障害者等を支援するため、国や地方自治体のほか、地域においても権利擁護の推進が求められています。

本庄市では、判断能力が低下した人やその家族からの相談対応や制度の普及啓発等を図るため、「本庄市成年後見サポートセンター」を設置し、対象となる人の状況を聞き取りながら、その人に合った支援について考えるサポートをしています（本庄市社協に委託）。また、市内では弁護士等の専門家のほか、本庄市社協やNPO法人等が成年後見人や保佐人、補助人として、判断能力が不十分な人の支援を行っています。

このほか、本庄市社協では、埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」といいます。）から「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業／愛称：あんしんサポートねっと・あんサポ）※」を受託して、一定の研修を受けた生活支援員等が、もの忘れなどのある人の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を行っています。

権利擁護を推進するためには、制度やサービスだけでなく、当事者やその家族等を取り巻く環境を整えることも重要です。

地域包括支援センター※等では、認知症の人やその家族に対して手助けできる人を養成するため､幼児から大人までを対象に｢認知症サポーター養成講座」を開催するほか、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開設して、認知症の人等が孤立しないための場づくりに努めています。

地域では、認知症の人や知的障害・精神障害のある人、その家族等を支え、孤立の防止やつながりの強化を図るため、専門家やNPO、家族会、ボランティア等が「ケアラーズカフェ※」やサロン等の情報交換・交流の場づくりに取り組んでいるほか、各種勉強会等を開催しています。権利擁護の支援を必要とする人がその人らしく生活することができるよう、またその家族等が安心して暮らせるよう、様々な機関や団体等が支え合いの取組を展開しています。

② 今後の取組

引き続き本庄市成年後見サポートセンターにより、判断能力に不安を感じる人への相談支援、サポートを提供します。

また、地域において権利擁護に対する理解の促進や、支援を必要とする人を取り巻く環境の整備に努め、孤立の防止やつながりの強化を図ります。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 成年後見サポートセンターによる相談支援等	成年後見制度に関する相談・支援や情報提供、市民後見人の養成等を行います。 また、パンフレット等を配布・設置し、啓発を行うほか、市民向け講演会を開催し、制度の周知等を行います。	本庄市社協 本庄市
② 福祉サービス利用援助事業（あんサポ）	もの忘れのある高齢者や、知的・精神障害のある人などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問して必要な支援を行います。	本庄市社協 埼玉県社協
③ 認知症サポーター養成講座の開催	認知症に対する知識と理解を深め、地域で認知症の人やその家族に対して支援することができる市民を育成します。本庄市社協では、地域包括支援センター※としての立場から、認知症サポーターの養成に取り組み、地域における理解の促進に努めます。	本庄市社協 本庄市 関係機関
④ オレンジカフェ・ケアラーズカフェ・家族会等の開催	オレンジカフェ（認知症カフェ）やケアラーズカフェ、家族会等の取組を通じて、支援を必要とする人を取り巻く環境の整備に努め、孤立防止やつながりの強化等に努めます。	本庄市社協 本庄市 地域団体 関係機関

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
成年後見相談件数（一般・専門相談計）	60件	72件
あんサポ利用者数	18人	18人
あんサポ生活支援員数	4人	10人

（３）更生保護の推進

① これまでの取組

不安定な社会・経済情勢により、地域生活課題が多様化・複雑化する中、地域で罪を犯してしまう人がいます。どのような事情があったとしても、犯罪は許されるものではありませんが、犯罪を繰り返してしまうケースも少なくありません。

犯罪被害者を減らし、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、防犯のための取組だけでは不十分であり、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないためにも、立ち直りに向けた支援が必要です。犯罪や非行に陥った人が抱える、個別の課題に対応した息の長いサポートとともに、地域で包摂していくことが求められます。

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアとして、地域では保護司が活動しています。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

市では、福祉総合相談窓口や自立相談支援窓口等において、刑余者※等の相談支援にあたるほか、就労支援等の必要な支援制度につなげています。また、「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者が抱える様々な問題について相談に応じる窓口の設置や見舞金の支給など、関係機関と連携した支援体制の整備に努めています。

本庄市社協においても、関係機関と連携しながら、必要に応じて貸付制度や緊急支援等の対応を行っています。

② 今後の取組

犯歴のある人の社会復帰への理解の促進を図るため、市民が社会的包摂※の考えを深められるよう、様々な媒体や福祉教育の機会等を活用しながら意識の啓発に努めます。今後も、地域住民や団体等と協力しながら、更生保護の推進に取り組みます。

図表　主な取組

取組名称	概要	実施主体
① 社会的包摂の意識啓発	様々な媒体や福祉教育の機会等を活用し、社会的包摂についての意識啓発に努めます。	本庄市社協 本庄市
② 更生保護団体との連携強化	保護司会・更生保護女性会等の皆様に福祉情報の提供を行い、刑余者※等への支援に努めます。	本庄市社協 本庄市
③ 更生保護活動への参加促進	社会を明るくする運動や研修会等に参加して、市民に更生保護活動への参加を呼びかけます。	本庄市社協 本庄市
④ 福祉資金・生活福祉資金貸付制度	臨時的出費または収入欠如により、生活が困窮している世帯の生活安定及び自立更生を図るため、必要な資金の貸付を行います。	本庄市社協 埼玉県社協
⑤ 彩の国あんしんセーフティネット事業【再掲】	埼玉県内の社会福祉法人が連携して、生活困窮者を支援するため、状況に応じて経済的援助や就労訓練等を行います。	本庄市社協 社会福祉法人
⑥ フードバンク事業【再掲】	助け合いの観点から個人・法人等より寄贈を受けた食品等を、必要とする団体や困窮世帯等に無償で提供し、個別に支援を行います。	本庄市社協 地域団体

図表　成果指標

指標	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和10年度）
生活福祉資金等貸付件数 （コロナ特例貸付除く）	28件	28件
彩の国あんしんセーフティネット事業利用件数【再掲】	9件	12件
社協によるフードバンク支援件数【再掲】	238件	240件

第６章　本庄市成年後見制度利用促進基本計画

第１節　計画の概要

（１）計画策定の背景と趣旨

高齢化や単身世帯の増加等を背景として日常生活に困難を抱える人や、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人が増加傾向にあり、判断能力が十分ではない人の権利を守るための制度の重要性が増しています。

成年後見制度は、こうした判断能力が十分ではない人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代わって行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度で、平成12年４月より始まりました。

また、国は平成28年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」といいます。）を施行するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、令和４年３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定するなど、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる環境を整備することにより、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制づくりを進めてきました。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、「本庄市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しながら、地域において安心して暮らし続けることができるよう努めます。なお、本計画は、計画の実効性を高めることを目的として、第３期地域福祉計画及び第３期地域福祉活動計画と一体的に策定することとします。

（２）成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」といいます。）を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の２つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

図表　成年後見制度の種類

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

◆法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

補助、保佐、後見の３つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

補助、保佐、後見の違い

<table>
<tr><th></th><th>補助</th><th>保佐</th><th>後見</th></tr>
<tr><td>対象となる人</td><td>判断能力が
不十分な人</td><td>判断能力が
著しく不十分な人</td><td>判断能力が欠けているのが通常の状態の人</td></tr>
<tr><td>支援する人</td><td>補助人</td><td>保佐人</td><td>後見人</td></tr>
<tr><td>申立ができる人</td><td colspan="3">本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等</td></tr>
<tr><td>代理権</td><td colspan="2">申立により裁判所が
定める特定の法律行為</td><td>すべての法律行為
（本人の同意は不要）</td></tr>
<tr><td>同意権・取消権</td><td>申立により
裁判所が定める
特定の行為</td><td>法律上定められた重要な行為のほか申立により裁判所が定める行為</td><td>日常生活に関する行為
（日用品の買い物等）
以外の法律行為</td></tr>
</table>

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限。

同意権：本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限。

取消権：本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして現状に戻す権限。

（３）計画の位置づけ（計画の法的根拠）

本計画は、利用促進法第14条第１項において、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して定めるよう努めることとされている市町村計画として位置づけられるものです。

図表　成年後見利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）
第14条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（４）計画の期間

第３期本庄市地域福祉計画及び第３期本庄市地域福祉活動計画と計画の期間を合わせ、令和６年度から令和10年度までの５年間とします。

（５）計画の目的

成年後見制度の利用を促進する取組は、家庭裁判所、関係行政機関、各団体、市民後見人等との様々な協働により推進されるべきものであり、地域における包括的で重層的な支援体制を形作っていくことによって、地域共生社会の実現に資することにつながるものといえます。このため、制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければなりません。

以上のことから、本計画の目的として「地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにする」ことを掲げ、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

第２節　国の動向

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方として以下を掲げています。

図表　第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。



資料：厚生労働省

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」については以下のとおりです。

図表　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- （1）成年後見制度等の見直しに向けた検討
- （2）総合的な権利擁護支援策の充実

2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- （1）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- （2）適切な後見人等の選任・交代の推進等
- （3）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- （4）各種手続における後見業務の円滑化

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- （1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 －尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- （2）地域連携ネットワークの機能
 －個別支援と制度の運用・監督－
- （3）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 －中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- （4）包括的・多層的な支援体制の構築

4　優先して取り組む事項
- （1）任意後見制度の利用促進
- （2）担い手の確保・育成等の推進
- （3）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- （4）地方公共団体による行政計画等の策定
- （5）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第３節　成年後見制度等をめぐる本庄市の現状

（１）成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用者数は、増加傾向がうかがえます。法定後見は増加していますが、任意後見の利用はわずかです。

図表　類型別に見た成年後見制度利用者数の推移

単位：人

区分・類型	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
法定後見	88	93	97	95	102
後見	67	71	74	70	74
保佐	18	18	18	20	23
補助	3	4	5	5	5
任意後見	2	2	2	2	0
計	90	95	99	97	102

資料：さいたま家庭裁判所「市町村別成年後見制度利用者数」（各年 12 月 31 日現在）

（２）福祉サービス利用援助事業（あんサポ）の利用状況

本庄市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業（あんサポ）の利用者数は増加傾向が続いており、近年の利用者数は20人程度となっています。

図表　福祉サービス利用援助事業（あんサポ）利用者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
福祉サービス利用援助事業（あんサポ）利用者数	12	12	15	19	18
うち新規登録者数	4	5	7	7	2

資料：本庄市社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

（３）制度利用に関する相談支援の状況

本市における成年後見制度に関する相談支援の状況を見ると、令和４年度は60件となっています。成年後見サポートセンターの設置（令和３年７月）以降、相談件数が増加しています。

図表　制度利用に関する相談件数の推移

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
制度利用に関する相談件数	12	5	19	38	60

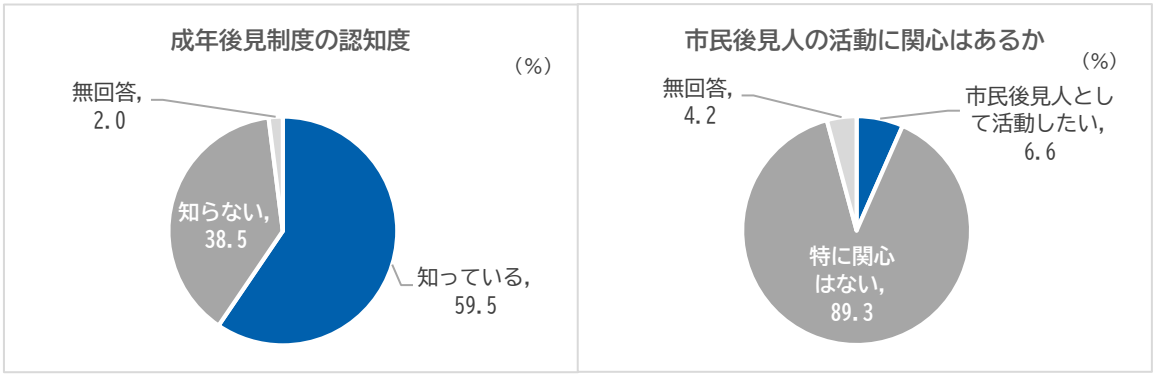
資料：本庄市社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

（注）成年後見サポートセンター設置（令和３年７月）以降は専門相談件数と一般相談件数の和を記載しています。

（注）成年後見ほっとライン相談件数は含まれていません。

（４）制度の認知及び関心の状況

成年後見制度の認知については、約６割の市民が「知っている」と答えている一方、市民後見人の活動に対する関心については、約９割の市民が「特に関心はない」と答えています。制度の周知に限らず、後見人の担い手の育成や制度の更なる理解促進に向けた取組などが課題となっています。



資料：本庄市地域の支え合いについての市民アンケート（令和４年 11 月）

第４節　具体的な施策・事業

認知症や障害などにより、判断能力が十分でない人や将来の判断能力の低下に不安を感じる人など、成年後見制度による支援を必要とする市民が適切に制度を利用できるよう、成年後見制度利用促進の中核機関である「本庄市成年後見サポートセンター」を中心として、広報や周知、相談や利用支援、権利擁護人材の育成、関係機関との連絡調整などを行っていきます。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画では、各地域において、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野や主体が連携する仕組みとして権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を掲げています。埼玉県では、平成30年に埼玉県成年後見制度利用促進協議会を設置し、各市町村や各団体を含めた広域的な協議が行われています。本市においても、こうした国や埼玉県の動向を注視し、地域における連携の仕組みづくりについて検討を行います。

図表　主な取組

取組名称	概要	担当部署等
① 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心とした相談体制の充実、受任者調整の支援、権利擁護人材の育成や活動の促進、後見人支援等の機能を整備します。 また、判断能力が不十分となった本人や親族による成年後見制度開始の申立ができない場合に、市長申立による成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用支援を行います。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課
② 市民後見人等権利擁護人材の育成と支援	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成講座、NPO法人等法人後見従事者向け講座等を実施します。また、講座修了者等が資質向上を図り、受任を目指すことができるよう、継続的な支援を実施します。	地域福祉課
③ 権利擁護相談体制の充実	判断能力の低下した高齢者や障害者の権利や財産を保護するため、地域包括支援センター※や障害者相談支援事業所、各団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	生活支援課 障害福祉課

取組名称	概要	担当部署等
④ 権利擁護事業に関する周知啓発	成年後見制度等について、市民をはじめ、関係する福祉関係事業所、民間事業者等の権利擁護が必要な人を取り巻く人を対象とする講演会・研修会を実施するとともに、パンフレット等を作成し、周知啓発を図ります。	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 市民活動推進課
⑤ 成年後見サポートセンターによる相談支援等	成年後見制度に関する相談・支援や情報提供、市民後見人の養成等を行います。 また、パンフレット等を配布・設置し、啓発を行うほか、市民向け講演会を開催し、制度の周知等を行います。	本庄市社協

（注）上記の取組は、本庄市地域福祉計画及び本庄市地域福祉活動計画からの再掲を含みます。

第７章　計画の推進

第１節　計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働の下、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、市や社会福祉協議会、地域住民、民生委員※・児童委員※、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支えあい、連携して計画を推進します。

（１）市と社会福祉協議会の連携強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、市は社会福祉協議会の事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進します。

（２）民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を活かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

（３）自治会との連携強化

自治会は、市民にとって身近な地域におけるコミュニティの一つであり、住民同士の支え合いの関係性を構築する上で中心的な役割を果たすことが期待される組織です。市民の自治会への参加促進を図るとともに、適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援します。

（４）団体・事業者等との連携強化

シニアクラブ（老人クラブ）、婦人団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPO法人や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障害福祉サービス等を提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージに応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めます。

（５）国・埼玉県、専門分野の関係機関との連携強化

国及び埼玉県の動向を把握しつつ、地域福祉に関連する情報共有、調査研究等に積極的に協力していきます。また、保健・福祉、医療など幅広い領域の関係機関との連携を深めます。

第２節　福祉財源の確保

地域福祉活動の推進においては、その活動を行うための財源が必要です。本市では、地域福祉推進や地域活動活性化を目的として、社会福祉協議会に対して交付金を拠出しているほか、様々な補助金制度等を創設し、各団体や事業者に対して交付しています。国や埼玉県の制度も活用しながら、安定的な支援に努めます。

また、社会福祉協議会の活動財源は、本市や埼玉県社協等からの交付金や補助金、委託料等のほかに、市民から寄せられる寄附金や会費によって賄われていますが、毎年新規会員を獲得しながらも若干の退会者がおり、個人・法人会員の新規獲得が課題となっています。

地域における保健福祉活動の振興を図るために設置している「本庄市地域福祉基金」の周知等を行い、寄附文化の醸成を図るほか、地域福祉の更なる推進のため、地域福祉基金の有効活用を検討します。

民間の地域福祉財源としては「赤い羽根共同募金」があります。これも地域のために活用される貴重な財源として、より多くの市民や団体、企業等に協力を呼びかけることが大切です。

これらの財源確保にあたっては、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会をはじめ、地域で活動する様々な団体や個人の協力によるところが大きく、今後ますます関係団体等との連携が重要になります。また、「地域福祉に関心はあっても参加する時間がない」といった人も、こうした募金等に協力することで地域福祉を支える担い手となって、間接的に「地域福祉」に参画することも大切であり、そうした寄附文化の醸成や市民の意識の啓発も重要な取組です。

このほか、民間財団等が地域における先進的な福祉活動等に対して助成する制度などもあり、地域で活動する福祉団体等においては、そうした財源を活用することも必要です。さらに、クラウドファンディングなどのテーマ型募金活動や、企業の社会貢献の促進など、地域における新たな財源の確保に積極的に取り組みます。

第３節　計画の進行管理

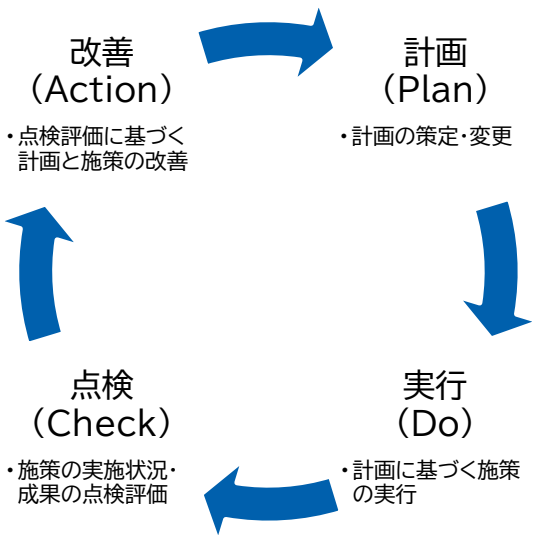
地域福祉計画及び地域福祉活動計画に記載された事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

必要に応じて関係各課及び各課の事務担当者による協議の場を設け、全庁的な体制の下で本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行います。

また、地域福祉審議会及び地域福祉推進委員会において、毎年定期的に様々な立場の委員から多様な意見を聞き、適切な推進と見直しを図ります。

本庄市成年後見制度利用促進基本計画についても、地域福祉計画及び地域福祉活動計画におけるPDCAサイクルのプロセス等を活用した進行管理を行います。

図表　PDCA サイクルのイメージ



第４節　計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、広報ほんじょうや市及び社会福祉協議会ホームページ等の媒体を活用し、情報発信を行います。

第８章　資料編

（１）計画の策定経過

時期	内容
令和４年８月 23 日	**令和４年度第１回本庄市地域福祉検討会議** ● 「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」（第２期本庄市地域福祉計画）令和３年度進捗管理シートについて
令和４年９月 22 日	**令和４年度第２回本庄市地域福祉検討会議** ● 第３期地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定に係る概要について ● 第３期地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定に係る基礎調査について
令和４年 10 月３日	**令和４年度第１回本庄市地域福祉審議会** **・令和４年度第１回本庄市地域福祉推進委員会** ● 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法（案）について ● 「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」（第２期本庄市地域福祉計画）令和３年度取組状況について ● 「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」（第２期本庄市地域福祉活動計画）令和３年度取組状況について ● 第３期本庄市地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「市民アンケート」について ● 第３期本庄市地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「懇談会」について
令和４年 10 月 28 日	**令和４年度第２回本庄市地域福祉審議会** **・令和４年度第２回本庄市地域福祉推進委員会** ● 第３期本庄市地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定に係る基礎調査について（自治会アンケート、民生委員・児童委員アンケート、ボランティア団体アンケート、事業所調査、庁内関係課調査）
令和４年 11 月	**本庄市地域の支え合いについての調査** ● 一般市民対象
令和４年 11 月 19 日	**本庄市地域福祉懇談会** **（仁手小学校区、藤田小学校区）**
令和４年 11 月 20 日	**本庄市地域福祉懇談会** **（北泉小学校区、旭小学校区）**
令和４年 11 月 26 日	**本庄市地域福祉懇談会** **（本庄南小学校区、中央小学校区）**
令和４年 11 月 27 日	**本庄市地域福祉懇談会** **（金屋小学校区、児玉小学校区、秋平小学校区、本泉小学校区）**
令和４年 12 月	**本庄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート** ● 自治会対象 ● 民生委員・児童委員対象 ● ボランティア団体対象 ● 福祉サービス事業所対象 ● 庁内関係課対象

時期	内容
令和４年 12 月 17 日	**本庄市地域福祉懇談会** **（共和小学校区、本庄西小学校区、本庄東小学校区）**
令和４年 12 月 27 日	**本庄市次世代地域づくり会議**[ii] **（本庄西中学校、本庄東中学校区、本庄南中学校区）**
令和５年２月 16 日	**令和４年度第３回本庄市地域福祉検討会議** ● 第３期地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定に係る各種基礎調査（市民アンケート、事業所調査、懇談会の結果報告）について ● 第３期地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定に係る庁内調査について
令和５年４月 27 日	**令和５年度第１回本庄市地域福祉検討会議** ● 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の策定に係る各基礎調査について ● 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系について
令和５年５月 24 日	**令和５年度第１回本庄市地域福祉審議会** **・令和５年度第１回本庄市地域福祉推進委員会** ● 各アンケート調査結果等について ● 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系について
令和５年６月 23 日	**令和５年度第２回本庄市地域福祉検討会議** ● 「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」令和４年度進捗管理シートについて ● 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について ● 第１回本庄市地域福祉審議会意見対応について
令和５年７月 14 日	**令和５年度第２回本庄市地域福祉審議会** **・令和５年度第２回本庄市地域福祉推進委員会** ● 「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」令和４年度進捗管理シートについて ● 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について ● 第１回本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会意見対応について ● 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の傍聴定員について
令和５年７月 25 日	**令和５年度第１回本庄市地域福祉検討会議ワーキンググループ会議** ● 次期本庄市地域福祉計画について ● 重層的支援体制整備事業実施に向けた検討について
令和５年８月４日	**令和５年度第３回本庄市地域福祉検討会議** ● 次期本庄市地域福祉計画素案の検討について

[ii] 児玉中学校区における本庄市次世代地域づくり会議は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止されている。代替として中学校に対してアンケートを実施。

時期	内容
令和５年８月 21 日	**令和５年度第３回本庄市地域福祉審議会** **・令和５年度第３回本庄市地域福祉推進委員会** ● 次期本庄市地域福祉計画素案の検討について ● 次期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について
令和５年９月 27 日	**令和５年度第４回本庄市地域福祉検討会議** ● 次期本庄市地域福祉計画素案の検討及び第３回地域福祉審議会意見について
令和５年 10 月 20 日	**令和５年度第４回本庄市地域福祉審議会** **・令和５年度第４回本庄市地域福祉推進委員会** ● 第３期本庄市地域福祉計画・第３期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について

（２）本庄市地域福祉審議会条例

〇本庄市地域福祉審議会条例

平成28年12月27日
条例第35号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく本庄市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び地域福祉の推進に必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

（１）計画の策定及び変更に関すること。

（２）計画の進行管理及び点検評価に関すること。

（３）計画の推進に係る調査研究に関すること。

（４）その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）地域福祉に関して識見を有する者

（２）社会福祉団体の関係者

（３）保健医療の関係者

（４）地域団体の関係者

（５）市議会議員

（６）公募による市民

（７）関係行政機関の職員

（８）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　会議の議長は、会長をもって充てる。
３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第７条　審議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（準備行為）
２　第３条第２項の規定による審議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

（本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画審議会委員	日額	6,200円

附則（令和２年１月６日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表地域福祉計画審議会委員の項中「地域福祉計画審議会委員」を「地域福祉審議会委員」に改める。

（３）本庄市地域福祉審議会規則

〇本庄市地域福祉審議会規則

平成29年３月８日
規則第７号
改正　令和２年３月26日規則第12号

（趣旨）

第１条　本庄市地域福祉審議会条例（平成28年本庄市条例第35号）第８条の規定に基づき、本庄市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の可否等）

第２条　会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（会議の開催の事前公表）

第３条　審議会は、会議が開催される日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

（１）開催日時
（２）開催場所
（３）議題
（４）傍聴人の定員及び傍聴の手続
（５）その他周知が必要な事項

（会議の傍聴等）

第４条　会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

２　審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

（会議録等の公表）

第５条　審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公表とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

（関係者の出席等）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附則（令和２年３月26日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

（４）本庄市地域福祉推進委員会設置要綱

〇本庄市地域福祉推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法人本庄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、本庄市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び地域福祉の円滑な推進に必要な事項を調査及び審議するため、本庄市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、社協会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、会長に答申するものとする。

（１）活動計画の策定及び変更に関すること。

（２）活動計画の進行管理及び点検評価に関すること。

（３）活動計画の推進に係る調査研究に関すること。

（４）その他活動計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、本庄市が本庄市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置した場合は、審議会委員に委員会委員を委嘱することができるものとする。

（１）地域福祉に関して識見を有する者

（２）社会福祉団体の関係者

（３）保健医療の関係者

（４）地域団体の関係者

（５）市議会議員

（６）公募による市民

（７）関係行政機関の職員

（８）その他会長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、第３条第２項の規定により審議会委員をもって委員会委員としたときは、審議会の会長及び副会長をもってこれにあてる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、社協において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年１月６日から施行する。

（５）本庄市地域福祉審議会委員名簿（本庄市地域福祉推進委員会委員名簿）

役職	氏名	選出区分（本庄市地域福祉計画審議会条例第3条第2項）		備考
会長	栗田　弘志	第5号委員	本庄市議会	
副会長	太田　行信	第1号委員	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会北部圏域	
委員	金井　敏	第1号委員	学校法人高崎健康福祉大学	
委員	須藤　成光	第2号委員	本庄市老人クラブ連合会	
委員	田邊　晶子	第2号委員	NPO 法人本庄子育てネット	
委員	種村　朋文	第2号委員	本庄市身体障害者福祉会	
委員	茂木　秀夫	第2号委員	本庄市民生委員児童委員協議会	～令和4年11 月
委員	芦澤　吉一			令和4年12 月～
委員	卜部　由美子	第2号委員	本庄市保育園長会	
委員	薗部　光一	第3号委員	本庄市児玉郡医師会	
委員	五十嵐　敦子	第4号委員	本庄商工会議所	
委員	倉林　宣子	第4号委員	傾聴ボランティアひびき	
委員	岡部　道範	第4号委員	本庄市自治会連合会	～令和5年6月
委員	設楽　喜久雄			令和5年7月～
委員	示野　浩生	第4号委員	本庄市小中学校長会	～令和5年4月
委員	駒木野　昌代			令和5年5月～
委員	内田　晶子	第4号委員	NPO 法人ま・るーく	
委員	吉野　知幸	第4号委員	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク本庄センター	
委員	大山　美佐保	第6号委員	一般公募	
委員	木村　悟	第6号委員	一般公募	
委員	小暮　一実	第6号委員	一般公募	
委員	宮里　充子	第6号委員	一般公募	
委員	飯田　朋宏	第7号委員	埼玉県北部福祉事務所	

（６）地域福祉活動計画掲載事業の実施主体一覧

戦略	施策細目	取組名	再掲	本庄市社協	本庄市	市民	地域団体	関係機関	法人等	県及び県社協
１　市民の生活を支える仕組みづくり	（１）相談支援の仕組みづくり	①各種相談窓口の設置		◎	◎	●	○民児協	●		
		②相談窓口の周知及び多チャンネル化の検討		◎	◎			●		
		③相談員等の確保及び担当職員の資質向上		◎	◎			●		
		④ふくし PR コーナーの設置		◎				●	●	
		⑤コミュニティソーシャルワークの推進		◎	◎	○	○	○	○	
	（２）福祉サービスの充実	①ほんじょう助け合いサービス		◎		●				
		②ファミリー・サポート・センター事業		◎	◎	●				
		③生活支援体制整備事業における支援の検討		◎	◎	●	●	●	○商工団体	
		④社協会員（会費）募集		◎	○	○	○	○	○	
		⑤赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動		◎	○	○	○	○	○	
	（３）横断的なサービスづくり	①彩の国あんしんセーフティネット事業		◎				◎社会福祉法人		●
		②フードバンク事業		◎	○	●	◎		●	
		③フードパントリー事業		◎	○	●	◎		●	
		④支援団体等の相互連携の強化		◎			◎			
		⑤SAITAMA 出会いサポートセンター		◎	◎				○企業	◎
	（４）人にやさしい生活環境の充実	①心のバリアフリー教育の推進		◎	●	●	●	●	●	
		②社協だより等のユニバーサルデザイン対応		◎						
		③障害に対する理解の促進と意思疎通支援の推進		◎	◎	●	◎			
		④福祉教育推進事業		◎	●	●	●	◎学校		
		⑤ふれ愛祭・障がい者作品展等の開催		◎	○	●	◎	●	○商工団体	
		⑥車いす・福祉車両の貸出し		◎						

◎：実施主体となるもの／●：参加が想定されるもの／○：協力が想定されるもの

戦略	施策細目	取組名	再掲	本庄市社協	本庄市	市民	地域団体	関係機関	法人等	県及び県社協
2 地域におけるつながりの強化	（1）地域人材の確保・育成	①ボランティアセンターの運営		◎	○					
		②各種ボランティア・生活支援サポーター養成講座等の開催		◎	◎	●	●			
		③本庄市ボランティアグループ連絡会		○			◎			
		④ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険		◎						
	（2）専門職・支援関係者の育成と支援	①ケアマネ会議・介護支援専門員連絡会の定期的な開催		○	◎			◎		
		②高齢者の便利ガイド等の活用		◎	◎		●	●		
		③地域の高齢者等への福祉情報の発信		◎	○			◎		
		④高齢者世帯等安否確認事業		◎	○		◎ 民児協			
	（3）関係機関・団体等との連携強化	①地域ケア会議・支援調整会議への参加		◎	◎			◎		
		②彩の国あんしんセーフティネット事業		◎				◎ 社会福祉法人		●
		③社会福祉法人連絡会（仮称）の開催に向けた検討		◎	○			◎ 社会福祉法人		
	（4）福祉学習の充実	①福祉教育推進事業	再	◎	●	●	●	◎ 学校		
		②夏のボランティア体験プログラム		◎	○		●	●		
	（5）小地域における福祉活動の推進	①高齢者世帯等安否確認事業	再	◎	○		◎ 民児協			
		②ふれあいいきいきサロン等の設置推進		◎	○	●	●			
		③ラジオ体操普及促進事業		◎	○	●	●	●		
		④地域別小地域福祉活動の推進		◎	◎	●	●	●		
		⑤住民主体の支え合い活動の推進		◎	◎	●	●	●		
		⑥コミュニティソーシャルワークの推進		◎	◎	○	○	○	○	

◎：実施主体となるもの／●：参加が想定されるもの／○：協力が想定されるもの

戦略	施策細目	取組名	再掲	本庄市社協	本庄市	市民	地域団体	関係機関	法人等	県及び県社協
3 安心して暮らせる地域づくり	（1）地域における安心の創出	①災害ボランティアセンター運営訓練の実施		◎	○	●	●		●	
		②災害ボランティアの養成		◎	○	●	●			
		③災害時の相談支援体制の確立		◎	◎	●	●	●	●	
	（2）権利擁護の推進	①成年後見サポートセンターによる相談支援等		◎	◎	●		●		
		②福祉サービス利用援助事業（あんサポ）		◎		●				◎
		③認知症サポーター養成講座の開催		◎	◎	●	●	◎		
		④オレンジカフェ・ケアラーズカフェ・家族会等の開催		◎	◎	●	◎	◎		
	（3）更生保護の推進	①社会的包摂の意識啓発		◎	◎			●		
		②更生保護団体との連携強化		◎	◎		●	●		
		③更生保護活動への参加促進		◎	◎	●	●			
		④福祉資金・生活福祉資金貸付制度		◎						◎
		⑤彩の国あんしんセーフティネット事業	再	◎				◎ 社会福祉法人		●
		⑥フードバンク事業	再	◎	○	●	◎		●	

◎：実施主体となるもの／●：参加が想定されるもの／○：協力が想定されるもの

（7）用語集

〇アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

〇アクセシビリティ

利用者が施設や機器やサービスを円滑に利用できること。

〇基幹相談支援センター

障害者総合支援法第 77 の２により設置される、地域における障害者支援の中心的な施設。地域の総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業などを実施する。

〇ケアラー

高齢、身体上または精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。このうち 18 歳未満の人をヤングケアラーという（埼玉県の定義による）。

〇ケアラーズカフェ

介護に携わる人たちが集い、情報交換や息抜き等ができる場のこと。

〇刑法犯

刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

〇刑余者

罪を犯し刑務所から出所した人のこと。

〇コミュニケーション支援ボード

言葉によるコミュニケーションに困難を抱える障害者や外国人などの意思疎通を支援するためのツール。障害福祉課では相談窓口にコミュニケーション支援ボードを設置している。

〇児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。

〇児童扶養手当

父または母のいない家庭の子どもや、父または母に一定の障害のある家庭の子どもについて支給される手当。支給額は所得に応じて決定される（全部支給・一部支給に区分される）。

〇社会的包摂

差別や排除の対象となりうる人々を、社会的なつながりを構築することにより、社会の構成員として支えあう・包摂するという考え方のこと。

〇地域包括支援センター

高齢者の総合的な生活支援の窓口となる機関。専門的な知識を持つ職員が配置され、高齢者支援の拠点として高齢者本人や家族からの相談に対応

するほか、介護や福祉、権利擁護など必要な支援が継続的に提供されるよう調整を行う。本庄市内では４箇所（概ね中学校区域）に設置。

〇日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。本庄市では社会福祉協議会が実施する「あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）」に相当する。

〇認定率

第１号被保険者（65 歳以上）数に占める第１号認定者数の割合。

〇パブリックコメント

計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け入れ、最終的な計画内容を検討する制度。

〇民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童委員を兼ねる。

第3期本庄市地域福祉計画・第3期本庄市地域福祉活動計画

発行　令和〇〇年〇〇月

企画・編集　本庄市役所　福祉部　地域福祉課
社会福祉法人本庄市社会福祉協議会